

○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○櫻田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。園田康博君。

○園田(康)委員 おはようございます。民主党の園田康博でございます。

ただいま委員長からの御指名によりまして、今日の雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、先日に引き続き質問をさせていただきます。

その質問の前に、冒頭、私から、この委員会に臨む気持ちも含めて、少しお話をさせていただきますと思います。これは質問ではございませんので、大臣、気楽にという話ではありませんが、少しお聞きをいただきたいと思っています。むしろ、これは、大臣に、政府にといいますよりも、私は、ここにいらつしやる委員の皆様方全員、国会議員としてのその考え方につきまして、少し私から思いをお話しさせていただきたいというふうに思っております。

すなわち、昨日であります、私が次席理事を務めさせていただいております日本国憲法の調査特別委員会におきまして、公聴会の開催をめぐって職権で立てられ、その職権によって強行に採決をされたという事態が生じました。

一昨日、与野党の国対の委員長会談が行われ、今日までの予算委員会等々も含めて、平成十九年度の予算の審議に基づいて大変混乱をいたしました、衆議院では、いわゆる不正常な状況でずっと続いていてたわけでありまして。私も、この状況は一刻も早く打開していかねばいけないものではないかというふうに考えたと同時に、それに向けて与党ともに努力をしたものであるというふうに私は受けとめさせていただきました。

ところが、いわば正常化の合意がなされたその直後に、今まで七年にわたって憲法の調査会、そして今回の調査特別委員会という形で、この衆議院という院の中で、与野党の議員諸君が我が国の

日本の将来、あるいは国民の生命、身体、財産、これをしっかりとこれから国の形を含めて考えていかなければいけない重要な委員会の中において、そのような、合意がなされた、正常化がなされた直後に、すぐさま、委員長職権によって委員会の持たれ方がつくられ、そして昨日、まだ合意もできていない状況の中で強行採決がなされたというこれに対して、私は大変な憤りを感じております。

この問題につきましては、各委員あるいは各党派、各党、さまざまな考えがあつたわけですが、私が、総じて、この国民投票法に関する考え方は、しっかりと議論をし、そして国民全員、総員で考えていかなければいけない重要な法案であつたわけでありまして。

したがって、議員立法という形でこれは私ども責任を持って提出をさせていただき、そしてその中において、いわば現場の雰囲気としては、与党の皆さん、あるいは自民党、公明党さん、そういった方々、考え方は少し、若干違うところはありましたが、合意に向けてこれは話し合いを真摯にしていたつもりであります。

しかしながら、それが昨日、いわば与野党の国対の方で、野党といいますが、民主党とも協議をすることはできないというような形で打ち切られてしまったわけでありまして。私は、こういう形が本当に正常な状況の中で行われたものであるのかどうか、あるいは、国民の生命、身体、財産、これを考えた上においては、こういう形が本望に望ましい形であつたのかどうか、やはりもう一度考えていただきたい、そのことを強く冒頭申し上げておきたいというふうに思うわけでありまして。したがって、本当であるならば、この厚生労働委員会におきましても、やはり、国民の生命、あるいは生活を考える重要な委員会でありまして、しっかりとした形の中で私は行いたいというふうに思っておりますし、心情的には今この発言席に立てる状況ではありませんが、しかしながら、きょう、与野党の合意の中において御努力を

していただいたその中で、私も質問時間をいただきましたので、その範囲で厚生労働大臣にお伺いをしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

そして、先ほどから申し上げましたけれども、与野党の皆様方、これはこの厚生労働委員会だけの話ではありません。議員全体としての、国会全体の考え方として、しっかりとこれから、合意に向けた、あるいは国民に向けた議論を行っていただきたい、その御努力を最後の最後まで私は行つていただきたいというふうに思うわけでありまして。以上、冒頭少し申し上げました。

それでは、質問に入らせていただきます。質問通告という形で、昨日は残念ながら細かいところまで大臣に通告をすることができませんでしたが、その点はおわびを申し上げます。この質問の中に思っております。しかしながら、この質問の中でつまびらかにしていきたいことも幾つかやはりございますので、その点は大臣のわかる範囲で、あるいは事務方の協力を得ながら、これを進めさせていただきたいというふうに思っております。

先日の私の質問で、二点ほどちょっと宿題を申し上げたことがございます。一点は、雇用保険料の国庫負担のあり方についてであります。したがって、今回は大臣も御提案をされておられますけれども、本来の負担額、二五%、四分の一、ここからさらに五五%まで引き下げるという御提案をされておられますけれども、その引き下げの根拠について、私からどういった根拠があるのかというところをお尋ねさせていただきました。

その際に、大臣の御答弁でございます、過去に国庫負担の削減をした例、これは平成十年度から十二年度まで本来額の五六%にしたという例がございましたというところで、まず御答弁をされておられました。そして、さらに、現在の雇用保険財政の状況というものも踏まえて、今回のこの改定というものをを行ったというふうに御答弁をされておられるわけでございます。

しかしながら、私は、この御答弁に対して、や

はり前回の引き下げた根拠もあるわけでございますし、そして今回の引き下げた根拠もあるわけでございます。そして、引き下げる根拠というものがあんならば、今度はそれをまたもとに戻すということも、これまた状況が整えば考えられるのではないかなというふうに思うわけでありまして。

したがって、数値的に四分の一があるから国の責任として失業保険の責任を担っているんだというところだけではなくて、国が担う役割としての責任がこの数字の中にあられるということであるならば、その引き下げる根拠と、それから引き上げる根拠というものが、もう少し明確になつていなければいけないのかなというふうに私は思うわけでありまして、その点の大臣の考えはございますでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○柳澤国務大臣 今回、私も雇用保険法を改正させていただきまして、まず、国庫負担につきまして、これは当然基本的な給付に係る国庫負担でございますけれども、四分の一というものを五五%に今回は削減させてもらうということにいたしましたわけでございます。

その理由はいかんといいまして、ございましたけれども、私は、その際、三つのことを御指摘申させていただきます。一つは、この国庫負担と

まず第一に申し上げたことは、この国庫負担という制度、このことは、失業が政府の経済政策であるとか雇用対策というものと無縁ではないので、政府もその責任の一端を担っているという、その基本を揺るがすものではないということが第一点でございます。

しかしながら、第二点といたしまして、行政改革の推進法というのが先行して制定されまして、その制定された推進法の趣旨を踏まえる必要があるということがございます。

かたがた、当面の雇用保険財政の状況を見ますと、雇用保険財政は、これを削減いたしましたとしても、すぐ苦境に立つというような状況には当面ないというふうに考えられる。それから、今後とも雇用保険の安定的運営の確保ということを前提にして

審議をした。こういうことでございまして、今申した、政府の責任についての基本的な考え方を踏まえた枠組みは維持するというところで国庫負担の縮減を図ることとして、この縮減幅については、過去の縮減幅、こうしたものを参考にいたしまして、関係者の合意もとるという手続のもとで今回のような削減幅を結論として出した、こういうことをかねて申し上げていたつもりでございまして。

○園田(康)委員 そうしますと、四五%削減したこと、根拠というものが、前回引き下げをした、それに見合ったという形で理解をするべきなんではないでしょうか。それから、今回、雇用保険財政の中からいきますと、総額ベースで話で、このぐらいが適当であろうというふうに判断したということ、理解をすればよろしいんですか。

○柳澤国務大臣 基本的にそういう御理解でよろしいということでございます。

○園田(康)委員 そうしますと、ちょっとこれは数値的な話でありますので、お願いを申し上げたいと思うんですが、国庫負担の今回の引き下げに基づいての財政的效果、四五%削減したことによつてどれだけの負担額が引き下がったのかということは数値的にお待ちでしょうか。もしわかればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 今回の国庫負担額、五五%に引き下げたことによる財政的效果はマイナスの千五百三億円です。それから、高年齢雇用継続給付をストップいたしましたので、そのものが百三十九億円ございまして、都合、その他もありまして、国庫負担の削減額としては、十九年度は十八年度に比べて約千八百億円の減額である、こういうことでございまして。

○園田(康)委員 前年度に比べ千八百億円ということでありまして。

この国庫負担の削減はいわば暫定措置という形でも行われるということで、ここにおいても当分の間というふうにおっしゃっておられるわけでありまして、これは全体の保険財政の状況を見ながら、これがまた悪化する状況があれば国の負担もここでまた引き上げるといふに私は受けとめさせていただいたわけでありまして、そういう形で考えてよろしいんですか。

○柳澤国務大臣 委員の御指摘のとおりでございまして、雇用保険制度の安定的な運営を確保するために必要が生じた場合には、その時点での雇用保険財政の状況や雇用失業情勢、それに加えて国家財政の状況等を踏まえまして国庫負担のあり方を適正に検討することになる、こういうことでございまして。

○園田(康)委員 そうしますと、雇用保険財政がここで改善したということであるならば、二〇〇三年の改正のときに切り下げた基本手当がございまして、この給付をまずもとに戻すということが先に考えられるのではないかなというふうに思ふわけですが、そういう検討はこの時点でなされたでしょうか。検討があつたかどうか、まず聞かせていただきたいと思ふわけですが。

○柳澤国務大臣 基本手当の給付水準について、十二年、十五年と続けて改正が行われ、カットが、削減がされてきましたけれども、これを今回機会ですしでも戻したらどうか、こういう御提案でございまして。

私もとしては、雇用保険制度の安定的な運営を図ると同時に、労働者の生活及び雇用の安定を図る、それから早期再就職を促進するというようなことからして、改正以前の状況に給付の水準を戻すということよりも、今回とつた措置をとることの方を選択すべきである、このように考えた次第でございまして。

もともと、そういう道を今後全く考えないかといへば、そういうことではございせん、いずれにしても、改正の効果を見きわめて適切に対処していきたいということでございますが、当面このような措置をとらせていただいたということでございます。

○園田(康)委員 これは少し考え方の違いといひますが、国庫負担の責任というものが、決してここで引き下げなければいけない、あるいは引き下

げ幅をもう少し柔軟に考えておけば、失業給付を受ける方々に対する給付というものを、いわば国庫負担率をここまで引き下げるのではなくて、もう少しこれを柔軟に考えれば、上乗せを、失業給付を受ける方々への基本手当、これに對して、もう少し拡充することが今回ひよつとしたらできたのではないのかなというふうに私は思ふわけでありまして。

したがって、何が何でも国庫負担を今回下げなければいけない、あるいは五五%に引き下げなければいけない、あるいは千八百億円を行うのであるならば、私も、まだその半分でもひよつとしたらよかつたのかな、その辺の兼ね合いをもう少し精査していただきたいというふうに思ふわけでありまして。

なぜこんなことを申し上げるかといひますと、今、話題といひます課題となつております格差社会の中において、非正規雇用であるとか、あるいは生活保護も含めて、社会のセーフティーネットといふものをきちつとこれから構築していかなければいけないというふうに考えるわけでありまして。したがって、そのセーフティーネットが、我が国の中において、諸外国と比べて、いわば、この間も少し指摘をさせていただきましていたけれども、失業扶助制度といふものがきちつとしていないといひますか、これが無いということになつて

いるわけでありまして、これもあわせて、漏れた方々をしつかりとセーフティーネットで行わなければいけないというふうに考えるわけでありまして。

したがって、その漏れた方々に対して、いわゆる失業手当といふものが大変重要な施策になつてくるわけでありまして、この基本手当の給付の拡充といふものもやはり少し考えておかなければいけないであろう。全体的な、財政的なところも加味しながらということでありまして、その点はやはりしつかりと念頭に置いておいていただきたいというふうに思ひます。

そして、そのセーフティーネットの話でありますけれども、いわば正規雇用と非正規雇用と、まず考えられる社会のセーフティーネットとしては三つの、三段階といふものがあるのではないかと

いうふうに思ふわけでありまして。

第一のセーフティーネットといたしましては、今回の法改正の中にも少し盛り込まれておりますけれども、いわば正規雇用と、それから非正規雇用との格差といふものが言われていたわけでありまして。とりわけこの五年間の間の非正規雇

用者の増加数といふものは大変驚いてゐるわけでありまして、この部分を、まず正規雇用の増大といふことをしつかりとやるのが第一のセーフティーネットであろうというふうに考えるわけでありまして。

その中において、非正規雇用が、いわば今、全労働者人口の中の大体三割にも達してしまつてい

るところと、あるいは派遣労働の違法な派遣が増大をしてゐる、あるいはワーキングプアの出現といつたものも、この中では問題点としては掲げられて

いるわけでありまして。これに対する対策をしつかりと行うことによつて、まず正規雇用の増大といふものが行われる。そこで、まず第一のセーフ

ティーネットとして救われることになるのではないか。そしてそこから、それでも漏れてしまつた方々がいるわけですね。そこにおけるいわば社会的な保険、被用者保険といふものがそこで存在を

し、そこで第二のセーフティーネットとしてこれが救われるという形になつていくわけでありま

す。

今回、被用者保険の拡大といふものも、あわせて適用拡大を行うということでありまして、けれども、それもしつかりとこれからやる必要があるのではないかと、現在の雇用保険制度が、働く者にとつて、社会のセーフティーネットとして十分であるかどうかといふものの検証をまずしつかりと行つて

いただきたいというものがあつて、

第一類第七号 厚生労働委員会議録第五号 平成十九年三月十六日

三

そして、先ほど申し上げた第一段階と第二段階のこの施策の中で、被用者保険制度、健保や年金、雇用、あるいは労災といったこの適用拡大、これを総合的に行うという施策は、今厚生労働省として何かお考えがあればお聞かせをいただきたいなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 今先生がおっしゃられたように、正規雇用を希望の方々についてはできるだけ正規雇用を持つていくということも、やはり一種の、広い意味のセーフティー雇用としてそれを推進すべきである、こういうことをお話しになられました、それは私も同じように考えておる次第でございます。

それから、第二番目の、失業あるいは雇用保険というもののその前段階として、従来、社会保険の方に外れておった、そこに包摂されておらなかった労働者について、何かセーフティーネットというふうな意味で拡大をした面があるのか、こういうお尋ねでございました。

御案内のように、従来は、雇用者年金というものの限界条件というものは、通常の労働者の週の労働時間の四分の三というあたりが基本の分界というところで画されておりましたけれども、今回、このような方々に対して厚生年金を拡大すべしというような安倍総理の御指示もございまして、現在検討をし、その結果をいよいよ国会方面に出そうとしている最終の場面だと言つてよろしいかと思うわけでございます。

三十時間ではなくて、もう少し短い週当たりの時間である者についても、これを厚生年金の被用者年金として包摂しよう。ただ、その場合に、そのまま時間だけで包摂していいかということについては、なお、何か本当に被用者の仲間に入るといふことになる、そこにもう一つ何か制約を置いた方がいいか。例えば、収入基準というふうなものを考えてそこに分界を画した方がいいかというふうなことで今慎重に最終の詰めが行われている、こういう状況でございます。

○園田(康)委員 その点は、また法案等々が出て

くれればお話を、この場で審議をさせていただきたいと思ひます。

それから、非正規雇用の雇用保険の加入条件の緩和というものが今検討されているというふうな伺つております。

例えば、今回の法改正の中では、非正規雇用、いわゆるパート労働でありますけれども、同一の職場において、同一といえますか一つの職場において、二十時間以上が短時間労働者という形でいわれる適用が行われているわけでありましてけれども、これが、条件としては二十時間以上働くことが必要というふうになっております。しかしながら、パート労働の中には、週二十時間同じところで働くという方々もさることながら、二つあるいは三つの職場で働いているという方々がいらつしやるわけでございます。

例えば、一つの会社の中で週十五時間働いている。そしてもう一つの職場で、夕方からはまた別のところに行つて、週七時間というふうになつていて、足せばこれは二十二時間になるわけですが、本来ならば適用といひますか、条件そのものは時間数でいへばこれに当たる、適用されるというふうになるわけであります。

しかしながら、これが同一の職場という形での制約があるというふうになつていくわけでありまして、これを条件緩和して、まず二つを合算して、二十時間以上のパート労働の方々に對してもこれを適用するというふうな話で検討されるというところが今行われているというのは何つておりますが、その点の方針はいかがになつておりますでしょうか。今のわかつている範囲でお答えをいただきたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 今委員御指摘のように、週の設定労働時間は一応二十時間以上、一年以上の雇用見込みを適用条件の下限にしているというのが現在の雇用保険の基本的な考え方でございます。これについて、もうちょっとこれを拡大すべきではないかというふうな御議論もないわけではございませんで、今回の雇用保険制度の見直しに係る労

政審の雇用保険部会報告におきまして、今後の課題ということでこれが掲げられているというところでございます。

他方、第二にお取り上げいただきましたいわゆるマルチジョブホルダーというふうな勤務形態をとっている、そういう労働者に対してどのような雇用保険の適用を考へるかということでござい

ます。これにつきましても、なかなかこれはさらに難しい問題があるというふうな私ども考えておりまして、結論的に申し上げると大変がつかりされてしまふのかもしれませんが、失業とは一体何だという問題、それからまた、給付の程度は一体どうすべきなのかというふうな問題等、非常に難しい問題があるというふうな認識しておりますので、これまた先ほどの問題同様に、引き続きの課題ということで今結論を出すに至らなかった、こういうことでございます。

○園田(康)委員 さまざまな雇用形態がこれから考えられるというふうな思つておりますし、また、それがライフワークバランスという形の中の広い議論の中で議論がなされていかなければいけないのかなというふうな思つておりますので、第一弾の二つの事業所で働いている、それを合算して二十時間で適用するということは早急にやはり行つていただきたいなと。

しかも、恐らく大多数の方々がいらつしやる、私はこの統計を見ておりませんけれども、恐らく多くの方がここにまたさらに入つていくんではないかな、入つておられるんではないかなというふうな思つておりますので、この加入を拡大ということとは、できればこの法律の審議の中で明らかになればというふうな思つたわけでありましてけれども、今後、労働政策審議会の中で精力的に議論が行われるということをおも期待したいと思つております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。少し順番を変えさせていただきます、雇用保険三事業につきまして少しお話をさせていただきます。

いというふうな思つております。

今回の雇用保険三事業の中において、いわば雇用福祉事業を廃止することというふうになつております。これは、平成十二年の雇用保険法改正のときには、福祉事業として行うことを行わないというのをまず第一弾として決めさせていただいておりまして、いわゆる施設の施設はもう行わないということになりまして、今までのそういう施設におきましては、特殊法人等の整理合理化計画によりまして、いわば福祉施設を平成十七年度まで処分をしなければならぬということ、これは既に完了しているということでございました。

その総額が大体四千七百億円だったでしょうか、建設費総額が四千七百億円、その売却益というものがいわば百数十億円という形の数字であつたというふうな承知をいたしているところでございますが、もうこの福祉施設を建設しない、新設についてはしないということ、今回の法改正の中でその根拠はどこに読み込まれて、もうそういうことは二度としないんだということがどの時点で明らかにするのかということをお聞かせいただきたいというふうな思ひます。

○柳澤国務大臣 雇用保険のいわゆる三事業につきましましては、多くの方々から非常に財政資金の無駄遣いではないかというふうな厳しい御指摘をいただいておりますこと、あるいは、行政改革推進本部におきまして、明示的に三事業の廃止を含む見直しということがうたわれておりまして、今回私どもの提案する法案におきましては、雇用福祉事業というものを廃止するということを明示させていただいた次第でございます。

もとより、雇用福祉事業の中では、本来の、失業給付を抑制する等、あるいはさらに、本来の意味でもっと直接的に雇用労働者の福祉を増進するための施策も盛り込まれておりましたので、それは編成がえした後になお継続させていただくというようにいたしておりますけれども、しかし、基本的に雇用福祉事業を廃止するということを申して、そして他方、あつた物的な施設物につい

て、どこもこれを継続して遂行するような事業というものは既になくなってしまったということでごさいますので、これをもってそうしたことを再び行うことはもうできないということをお願いにしているというふうにお受け取りをいただきたい、このように思います。

○園田(康)委員 そうしますと、雇用安定事業や能力開発事業、これは見直しを含めて継続をされるわけでありませうけれども、この中ではそういったことは、新設等は行えない、行うことができないということと理解をしてよろしいでしょうか。確認をお願いいたします。

○柳澤国務大臣 重ねて申し上げますけれども、雇用安定事業、能力開発事業でいわゆる勤労者福祉施設といったものは、これを事業として行うことはできません。これはもうはっきりいたしております。

○園田(康)委員 ちょっとくどいように確認をさせていただきましたのは、いわゆる年金保険料の流用問題において、それがまだ継続される可能性が、まだ危惧を持っているところもありましたので、この点についてはないですねということを確認させていただきました。

次の質問で、独立行政法人の運営交付金について少しお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

私どもの民主党から、昨年、予備的調査によりまして、各独立行政法人のさまざまな運営主体、それから人件費等も含めて調査をさせていただきました。そして今回、この雇用安定事業と能力開発事業の中に、雇用・能力開発機構の運営交付金と、それから高齢・障害者雇用支援機構の運営交付金等が出されております。

雇用・能力開発機構の運営交付金は、平成十九年度で予算が七百九十六億九千八百八十万円という形で計上をされておりますけれども、三事業廃止後、雇用安定事業で扱うものであるのか、あるいは能力開発事業で雇用・能力開発機構の運営費というものが行われるのか、この点はどちらで行

うというふうな理解をしてよろしいのでしょうか。

○柳澤国務大臣 今委員の御指摘のとおり、雇用安定の方から運営交付金を支出している独立行政法人は三つございまして、その中に、今御指摘の雇用・能力開発機構というものがございまして、これは、公共職業能力開発施設の運営や中小企業の雇用管理に関する相談、援助等を行っている、そうした独立行政法人でございまして、その平成十九年度の金額、およそ七百九十七億円でござい

ますけれども、これらは先ほどの三事業の雇用安定事業及び能力開発事業によって支給される、こういうことになっております。

○園田(康)委員 少し細かい数字をお伺いしたいんですが、このうち常勤職員の、あるいは非常勤職員も含めて、人件費総額は幾らで計上をされておられるんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○柳澤国務大臣 ちょっとそこまで詳細な資料が手元にごさいますので、後ほどにまた、もしお時間があればそれを提出したいと思っております。

○園田(康)委員 わかりました。またわかれば資料を出していただきたいと思います。

つまり、この独立行政法人に対する運営交付金というものが支払われているわけでありませうけれども、その内容までつまびらかにしておく必要があるというふうには私は考えております。すなわち、この雇用・能力開発機構によって、今までいわゆる事業評価がいろいろされておるわけでありませう。

中期計画というものの目標を立てて、そしてそれに対する評価をし、チェックをしていくということが今後必要になってくるのかなというふうな思われ方ですが、この中期計画の数値目標の中で、いわゆる当初は六百名の人員削減をするというふうな中期計画で立てられたわけでありませうけれども、これが、発足当時におきましては四名、そして、一年目の十六年度におきましては百五十五名に削減をしたというふうになっており

ます。昨年の十七年度では幾ら、何人削減をしたというものは報告が来ているでしょうか。

○柳澤国務大臣 独立行政法人雇用・能力開発機構運営費のもとにおける予算の執行として人件費がどのくらい頭数で減少になっているかというところとでございまして、(園田(康)委員「いや、人数が何人減っているか」と呼ぶ)人数でどのくらいか。マイナスの百五十というふうなようです。(園田(康)委員「十七年度ですか」と呼ぶ)十七年度でございまして。

○園田(康)委員 そうしますと、六百名の目標を立てて、まだ三百名強ということしか削減になっていないというふうには私は見えているわけなんです、これにつきましては、やはり当初の目標がまだまだ十分である、半分ぐらいしか満たっていないところからすれば、もつと努力が必要ではないかなというふうな思われ方でありませう。

さまざまな中期目標があるわけでありませうけれども、大臣、この目標値、さまざまなわけであるし、あるいはその事業一つ一つの目標も立てられているわけでありませう。

そのうち、例えばですが、これは大臣の主観的な評価でも結構でございますが、雇用開発、相談等という事業がございまして、それに対する目標がいろいろ掲げられております。その際に、最終的にはその相談等の利用者に対してアンケート調査を行うわけでありませうけれども、そのアンケート調査を実施し、八〇%以上の者から就職活動を進める上で役立った旨の評価が得られるようサービスの質の向上を図るというふうになっているわけでありませう。まず、これが目標。それに対して、例えば十六年度はどうであったかというアンケート調査を行って、例えばこれは沖縄県でありますが、アンケート調査を、相談員に相談があったのが八百二十三件、アンケート調査を行って、九六・九%の者から、就職活動を進める上で役に立った、あるいは、どちらかといえは役に立ったという旨の評価を得たというふうにか

れてはいるんですね。

これを一見見ますと、目標は八〇%以上の方からの評価を得ること、それに対して九六%、約九七%ですね、九七%の方から評価を得たというふうになれば、これはいわば事業がしっかりと運営されているというふうに一瞬見てとってしまうわけなんです。八百二十三件相談があった、アンケートでいただいたのが九十六人、実に一〇%ちょっと、一割強の方からしかそのアンケートの用紙が返ってきていない、そして、有効回答者数として一割強のうちの九六%からの高い評価ということでありませう、これは全体からすると決してしっかりとした事業が運営されているかどうか、あるいは有効に運営がなされているかどうかの評価というものが、私はこれは適切なものとして評価はできないのではないかなというふうな思われ方ですが、大臣の主観として、この評価に対してどのようにお感じになり、あるいはまた、これをさらに有効なものにしていくにはどういうふうにしていったらいいかという大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○柳澤国務大臣 これは、非常にこれから工夫の余地がある問題だと思います。

私、実は行政改革も結構首を突っ込んでいたことがありまして、実はこの独立行政法人、イギリスではエージェンシー、こういうふうに言ったんですが、エージェンシーによる行政の総元締めはサッチャー内閣のときにヘーゼルタインという副首相格の人がなっておりまして、その人と個人的にも、実際目標管理というのはどうやってやるんですかと言ったら、一番大事なものは担当の大臣がへとへとになることだということを言われました。

それはどうしてかという、へとへとになるまで自分がそのエージェンシーにやらせることをきっちり掌握して、そして現状がどうなっているかということを掌握して、しかる後に中期目標を書くんだけれど、だからそれはもう並大抵のことではないんだよということ私は実はアドバイスを受け

まして、そういうことを持つて帰つても日本で本
当にできるのかしらんやや思ひつつも、とにかく
企画立案と執行を分離して、執行についてでき
るだけ民間の手法も取り入れて行政の効率を上げ
ていくというこのためには、これはもう何が何
でもやっつけていかなきゃいけない、こういうよう
に思つて、その推進に努めてきたわけでございま
す。

これは、非常に中期目標の設定の仕方が難しい
んです。こういうふうにとすると、今言つたように、
アンケート調査でこの程度が目標だということに
なると、今言う未回答者はどこに行っちゃったん
だというような話になるわけでございしますが、み
んなそれぞれ心して、各担当者が、評価の衝に立
つ担当者がそういうことがあつたということを見
んな自覚して、今後着実に、この制度にもう踏み
切つたわけですから、その制度を通じて効果が上
がるようにこれを磨き上げていくということでは
ないか。

あえて、個人的にとおっしゃられたので、私の
個人的な感想を申し述べました。

○園田(康)委員 もう全くその点は、大臣と私も
共有するものであります。

この雇用・能力開発機構だけの運営費において
も七百九十六億円という大変膨大なお金が使われ
ているわけでありまして、これはもう保険料から
行われているわけでありまして、それをやはり
一円たりとも無駄にしたいけないものであり
う、そしてその事業の評価が、事業がしっかりと
行われているかどうかというものは、これはエー
ジェンシーであつたとしても、しっかりと所管が
チェックをするということは私は必要なことであ
ろうというふうに思つております。これはもう
うねんきん事業機構においても私はそうではな
いというふうに思つておりますので、大臣、
その点はしっかりと心して取り組んでいただきた
いというふうに思つております。

やはりアンケート調査をしている。これは質問で
はありませんで、指摘だけしておきます。アン
ケート調査を実施して、そのうち評価を受けたの
が八四％というような数字が出てくるわけであり
ますけれども、ここに対する有効回答数というも
のが記載されていないわけでありまして、本当に
どれだけの方からこういったアンケートが、そう
いう評価を受けたのかというものが私には見えて
おりません。したがつて、この点は目を光らせて
おく必要があるのかなと思つております。

もう一つの大きな問題として、雇用・能力開発
機構におけるいわば役職の方々の手当という問題
が、私はまだきつちつとしておかなければいけない
というふうに思つております。

まず、この役員、役職の中で厚生労働省からの
天下りの方々というものは何人ぐらいいらっしゃる
か、確認をしておきたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 独立行政法人雇用・能力開発機
構の役員のうち厚生労働省OBは、役員で二名、
職員で十二名でございます。役員の総数は、減員
になつて七名でございます。もとは八名というこ
とでございます。職員は四千三百七十一名、その
うち十一名が十二名がOBである、こういうこと
でございます。

○園田(康)委員 そして、この職員の退職金の平
均支給額というものは、発足当時は常勤で二千四
百万円、一年目の十六年度におきましては二千二
百万円、そして二年目の十七年度におきましては
一千九百万円ということで、少しずつ下がつては
きておるわけでありまして、いまだに高額なもの
ではないのかなというふうに私は思つておりま
す。

すなわち、二年目の理事の方で、給与が月額八
十九万円を支払われているという理事の方もい
らっしゃるわけでありまして、こういった高額が
私たちの感覚からすれば本場に適切なものである
のかどうかということを、やはり第三者機関ある
いは厚生労働省の中において、本場に必要なもの
であるのかどうかというものもあわせてチェック

をしていただきたいというふうに思つておりま
す。

そしてもう一つ、高齢・障害者雇用支援機構、
ここにおいても同じことが言えるわけでありま
す。人数が少しづつ減つてはいるわけでありま
すけれども、まだ七百人を下つていないというこ
ろもありますし、必要な事業の中において必要
なものが与えられなければならないだろうといふ
うに思つておりますが、一つ一つの事業の中
において、この職員の方々が本場に必要なもの
であるのか、あるいは、役員の中において報酬の年
額もまだ高額なものだというふうに私は受けとめ
ております。

まず、十五年の十月から十六年の三月、この半
年における報酬額においては、理事長で八百三十
万円、それから理事長代理においては七百五十万
円、これが半年間に支払われているという額で
ございます。そして、年額にいたしますと、十六年
度においては一千九百万円、それから代理にお
いても一千七百万円でございます。

この理事長と代理がどういう方々かといふ
方々に見てみますと、理事長の方が元労働事務次官の
方でありました。それから、代理の方が大臣官房
審議官の方でありました。OBの方が入つてこれ
だけの高額の報酬を受けておられるというこ
と。そして、十七年度になつてようやく一千万円を
切つて九百四十万円、それから代理においても八
百六十万円という形の額になつてはいるわけであ
ります。

この中で指摘をさせていただきたいのは、障害
者の、今さまざまな問題になつてはいる障害者自立
支援法の中において、いわゆる障害当事者の方々の
年金、障害年金のあり方あるいは雇用支援のあ
り方、雇用促進の中において、なかなか報酬が得
られない、生活もさらに苦しくなつてはいる。そう
いった中で、それに対してやはり一割定率負担を
かけていくということ、それからこの役員の方
々々がまだこれだけの高額な報酬をいただいで
いるということに対する整合性といいますか、私は

何か不合理を感じるわけでございます。

大臣、これも大臣の所感で結構でございますけ
れども、この額に關しての根拠と、それからそれ
が大臣にとつてどういう位置づけにあるかといふ
ことをお聞かせいただきたいというふうに思ひま
す。

○柳澤国務大臣 私は、何と申しますか、独立行
政法人というものの仕事については、一般の私の
同僚議員なんかともや違う考え方をあるいは
持つてはいるのかもしれない。それは、一番最初
のころに、私は独立行政法人といふかエージェ
ンシーシステムといふのをかなり研究して、ど
ちらかといふと最初の言ひ出しついでありますので、
そういう意味で、そのいきさつを引きつたよ
うな考え方を今もつて持つてはいるのかもしれない
な、こういうふうにと考えます。

それはどういふことかといふと、独立行政法人
といふのは、まさに行政そのものを実施する行政
機関であるといふ考え方でございます。しかし、
その行政機関なんだけれども、行政機関だからと
いつて民間の手法が全く受け入れられないもので
はないだろうといふことで、民間の手法も受け入
れたところで行政を執行してもらおう。しかし、
それは民間の手法を入れればかなり自由度を与
えることになるから、外枠のところでは目標管理を
がっちりしておかないととんでもないところへ
行つてしまふおそれがある、これはまずい。こ
ういふ仕組みで独立行政法人といふのはつくられて
おるわけでございまして、ですから、独立行政法
人といふのは、一般に、企画立案をした制度のも
ので、目いっぱい民間の知恵を、民間的な手法を
使つて効率的に行き届いた行政をするといふこと
が眼目である、私はそのように思つてはいるわけ
でございます。

そういう意味合いからして、当初は、ある程度
独立採算でやるから、やる気のある職員には給料
を弾んでもいいよ、あるいは成果を上げた役人
にはある程度ボーナスを弾んでもいいよくらい
のところまで議論としては行つたわけでございま
す。

したがって、どこの時点の基準を私の基準として今の委員の御質問に答えればいいのかということ、ちょっと戸惑うのでございますけれども、私は大勢順応の人間として申し上げるとすれば、そうだとすれば、やはりそこにはおのずとバランスがあつて、この行政の対象になる方々に対する支援と無関係に役職員の報酬が決まってくるというようなことは、今現在の基準に照らせば、やはりそういったことは適当でないという結論になるのではないか、このように思います。

少し心強い御意見をいただいたのかなというふうに思っております。

さらに、もう余り時間がありませんので、最後の御指摘だけにとどめさせていただきますと思います。

先般、渡辺行革担当大臣が、天下り規制といいますか、これに対しての、何というんですか、少し理解のできないテンションで何か本会議場でおっしゃっておられたようでありますけれども、予算や権限を背景とした押しつけ的のあつせんによる再就職の根絶を必ず実現しますというふうにおっしゃっておられました。

この押しつけのあっせんによる再就職というのは、厚生労働省で本当に行われているかどうかかという点でありますけれども、この定義も少しあいまいなのかなというふうに思っておりますが、これを今後進めるという安倍内閣の中においては、厚生労働省の所管大臣としてのお考えというものがもしあれば最後にお聞かせをいただきたいと思います。

そういうことでございますので、したがって、何というか、その長に現職の何か役人が、私は、これはあくまでも企画立案の人間が行くのはよくないと思っているんですね。企画立案の人間は横並びで民間の企画立案の人間ともっと交流すればいいのであって、企画立案が何か執行よりも上手に立つから執行の長になるなというのとは全くおこがましい話で、執行は執行のプロですから、したがって、執行をやるについての最高のノウハウを持っていらっしゃる方ですから、その人たちが上に行くというのが当たり前のことだと私は思っているわけですね。

ですから、幾ら企画立案をした人間といえども、

何も執行の長になるとか理事者になるなどということが当然のように行われるというのは、何というか、お金とかなんとかということと関係なく、人材配置として余り適当ではないんじゃないかというふうにとすら思っている人間です。

しかし、問題は変わってきておりまして、先ほど言ったように、私はもはや大勢順応型の頭になつておりますので、またそこで私がその衝の責任者になれば別ですよ、それは私は自分の考え方を實現するんですが、今横にいますから、ですから大勢順応の考え方をとっているわけです。それからすると、何か本省からそういうエージェンシーに行くということを天下りというような観念でつかんで、それをどう規制するかというようなことをやっていらつしやるんですが、私は、ちよつと私の今までの考え方とはなかなかうまくそぐわないものですから、私の気持ちの中では難しい問

○櫻田委員長 この際、休憩いたします。
午前九時五十四分休憩

—

午前十時四十分開議

○櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省雇用均等・児童家庭局長大谷泰夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「『異議なし』と呼ぶ者あり」
○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○櫻田委員長　質疑を続行いたします。三井辨雄君。

○三井委員 民主党の三井辨雄でございます。
まず冒頭に、先ほど園田議員からも申し上げま
したが、私も、一日も早く正常化してこの議論を

深めたい。残念ながら、正常化になった途端に国民投票法案においてまた不正常的の状態になってしまった。私も、谷畑筆頭とも何度も協議してまいりました、一日も早く議論を深めたいということに生きてまいりました。

きのうの毎日新聞の川柳を見ていましたら、「好きなようにやらせておく選挙まで」という川柳がございましたけれども、そういう心境で、まずは好きなようにやらせておくかな。しかし、選挙では、今に見ていろよ、野党の立場でこういうぐあいと思っていますとどこでございます。

これまで雇用保険の審議状況を見ていまして、私たちも雇用保険についてはさまざまな問題点があるなというところを感じているところでございます。

また、こういうぐあいに見えますと、政府の底上げ戦略というのは、むしろ私は、そのけそこのけ安倍総理というような、何かそんな感じがして、底抜けじやございませんよ、そのけそこのけ安倍総理というようにしか感じられないんですけれども、まさに、余りにもこういう状況で、数の力でやっていいのかということを感じているところでございます。

そこで、本題に移らせていただきますが、田名部委員そして園田委員も十四日から質問されておりますけれども、私も北海道選出の議員として、特に特例一時金について質問させていただきます。

これは、なぜ季節労働者が発生するのかということを変更して考えてみますと、特に今、平成十七年の中で二十三万五千人という方が受給されているわけでございますね。それでまた、北海道だけでも十三万四千人、五七・一％ということで、北海道に至っては大変多い人数になるわけでございますけれども、その中でも建設業にかかわる方が五七・五％ということで、圧倒的に多いわけでございます。

こういふ中で、やはり北海道そして東北、田名部議員のところも東北でありますけれども、積雪寒冷地独特の制度でありますけれども、その中で十月から五月というのは北海道は特に積雪の時期でございますし、また気温も、まさに冬眠と言われていますけれども、十二月から三月までというのは氷点下になるわけでございまして、それとまた凍結深度というのが、十二月から四月まで、期間が長いわけでございます。

私も、自分で自分のところの施設なりなんなり
つくるとき、通年で建物を建てるとなりますと、

冬場にやりますと大体工費が二割増しということになるわけですね。そうなりますと、どうしても春先に建設をしようということになるわけですね。そういう北海道独特のものがあるということも申し添えたいと思います。

そこで、大臣にお伺いしたいのは、この北海道の季節労働者の実態をどのように把握されているのか、また認識されているか、お伺いしたいと思います。

○柳澤国務大臣 積雪寒冷地ということで、冬期に失業を余儀なくされる季節労働者は、十七年度の数字ですけれども、建設業を中心に全国で約二十三万五千人に上っているということですが、そのうち、六割近い約十三万五千人が気象条件の特に厳しい北海道に集中をしているというふうにとらまえております。

北海道における季節労働者の業種別の割合としては、今委員が御指摘になられたとおり建設業が六・一％ということで、半分以上が建設業であるというふうであります。

これらの季節労働者は、近年減少してきておりますものの、毎年、失業と再雇用を繰り返すなど、不安定な雇用状態が長期にわたって継続するケースが多く、このような不安定な雇用状態を是正するためにも、通年雇用化ということが一番重要な課題だと認識をしているところでございます。

○三井委員 そこで伺いたいんですが、この季節労働者のいわば専業者というのはどれぐらいいらっしゃるか、これで生活している方がいらっしゃるか、把握していますでしょうか。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

季節労働という形で働くものを専業とする方がどれくらいいるかというお尋ねでございますが、ちょっと、専業としてやっておられる方というのは正確な実態については把握はいたしていませんが、いわゆる季節労働者として短期特例被保険者の資格を得られる方というのは、その中の相当数が専業という形で働いておられるというふうには認識いたしております。

○三井委員 先ほど申し上げましたように、北海道でいえば、十三万五千の中で九五％の方が専業なんですね。これでまさに生活されているわけですね。

それでは、生活実態について御存じでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

今委員も御指摘ございました北海道の経済部で実施をいたしました実態調査で見えてまいりますと、収入という面でもとらえてみますと、年間収入階級別のデータがございまして、一番多いのが二百万円台の方が三三％程度、それから三百万円台の方が二一％等となっております。承知しております。

○三井委員 それは、局長、その中に特例一時金も含まれておりますか。

○高橋政府参考人 特例一時金も含めた数字だと理解をいたしております。(三井委員「大体平均どれぐらいですか」と呼ぶ)

特例一時金の受給額でございまして、平均といたしまして二十五万円というふうになってございます。

○三井委員 まさに今局長がお答えになりましたように、私の持っているデータでは、二百万円前後というのがもうほとんどなんですね。そうしますと、今お話しされましたように、特例一時金は二十万円前後です。ですから、やはりこういうきちとしたデータを把握しながら、そして、この特例一時金というのは、今、五十日からいきなり三十日にする、その中をとって四十日だと、余りにも短絡的なことをすべきでない。そのことを大いに反省していただくと同時に、これは五十日を継続すべきでないか。

そして、田名部議員が大臣に御質問されましたように、当分の間ということで、その当分の間というのはいままでですかという御質問をされていまして、私どもも本当に、当分の間というのはいままでなんだろうと。例えば、五十日は三年間やりましょ、園田議員も質問していましたように、きちっと受け皿ができた、ある程度通年

雇用が解決された、そういうことであれば、私たちも、あるいは北海道の季節労働者の方も納得するんじゃないでしょうか。

そういうこともなく、常に私は厚労省に申し上げたいことは、例えば療養型病床群もそうです。三十八万床から十五万床に減らす、二十三万床削減する。余りにも、激変緩和と言っているのかわかりませんが、こういうようなことを常にやり過ぎだと私は常々思っているわけでございまして、まさに北海道の経済にも影響しますし、また、今北海道も、特に夕張問題を含めて大変景気が悪いんです。そういう中で、この特例一時金というのは季節労働者にとっても大事な、生活にかかわってきているわけでございまして、ぜひまた御検討していただきたいと思っております。

そこで、皆さんのお手元にあると思いますけれども、北海道で申し上げますと、これは東北六県との比較を対比したものをだしていただきましたが、十月ぐらいが山としますと、一月、二月というのはまさに谷なんですね。一四・五％ぐらいの工事があつたものが、一月、二月になりますと三・九。十年度は、若干山が高いですけども、谷が低い、こういう状況になっているわけでございます。

この中で、本当に、先ほど私も冒頭に申し上げましたけれども、例えば通年で工事をやるということになりますと、一割、二割は高くなってしまう。民間の事業もなかなかとれない。特に、今、公共事業が削減される中で、公共事業も減ってきている。そういう実態も大いにやはり検証していただきたいと思っております。

そこで、雇用保険の制定されたときの附帯決議について御質問したいと思っております。

この季節労働問題は、もう私もずっとかかわってまいりましたが、歴史が長くて、昭和四十九年からですから約三十年近くになるわけでございまして。私もそのころをよく存じていませんが、これは極めて重要な課題としてこれまで議論されてきたわけですが、聞きますと、当初九十日と

いうことだったのが五十日になった。今回は五十日が三十日。まさにそういう中でどんどん日数が下げられてきているということがございます。

そこで、昭和五十二年の社会労働委員会において、雇用失業対策に係る参考人質疑という中で、その議事録によりまして、参考人の方がこのように述べているんです。

北海道の場合、債務負担行為、つまり前倒し事業です、などで早期に仕事をだして、一年間働けるようにしてもらいたい、これは北海道民のだけれどもが願っているところでございます。私どもは、失業給付だけに頼って生活したいというふうには毛頭考えておりません。冬期間も何とかひとつ内地のように通して働きたい、そして安定した生活をしたい、これが私どもの心からの願いでございます。このような意見を切々と訴えておられるわけでございます。季節労働者の皆さんが、今も同じでしようけれども、働ける場所があれば本当に働きたいという思いがあるわけですね。

そこで、昭和四十九年のこの雇用保険法成立当時の附帯決議が、政府は、雇用保険制度の適切な運用を図るため、次の事項を実現するよう、なお一層努力すべきであるということが第一番目の項目に書いてございます。短期雇用特例被保険者の特例制度の実施に、通年雇用の促進、農業政策その他の産業政策、地域政策を総合的かつ強力に進めることとあるわけでございますけれども、これは、季節労働を解消するため、通年雇用、つまり、季節条件にとらわれず年間を通して就労できる環境を政府の責任においてしっかりとやりなさいという意味だと思っております。

お手元にありますように、その附帯決議を添付させていただきましたが、これについて、大臣、この特例一時金の見直しの大前提であります通年雇用化の問題、この制度が、先ほど申し上げましたように、創設以来、課題になっているわけでございまして、この三十年間、通年雇用化に向けてどのように取り組んでこられたのか、また、どのような努力をされてこの問題について解決し

たのか、お答え願いたいと思います。

○高橋政府参考人 季節労働者の通年雇用化の問題でございますが、委員御指摘のとおり、これまで三十年以上にわたりまして、私も、建設業等の季節的業務を中心に、通年雇用安定給付金制度を初めといたしまして各般の施策の実施に取り組んでまいりましたところでございます。

ちなみに、この通年雇用安定給付金制度のうち、中心になります通年雇用奨励金制度、これによりまして、過去の実績等々を御紹介いたしますと、例えばこれまで、多い年では年間二万人から三万人程度、また、この数年間におきましては年間七千人から八千人程度の季節労働者の通年雇用ということが実現をいたしておるわけでございまして、一定の効果があつたものというふうにも受けとめておるわけでございます。

また、従来からも、北海道を初めといたしまして自治体あるいは関係機関とも連携しながら、季節労働者の通年雇用対策といたしまして、求人確保、公共職業訓練の実施などに取り組んでまいりましたところでございまして、また、冬期間の工事の減少ということとを踏まえての年間の工事の平準化という観点からも、関係省庁に対して協力を依頼してきておるところでございます。

こうした努力等々もありまして、結果といたしまして、季節労働者も、平成七年度から平成十七年度までの十年間で見ますと、全国で四十一万七千人から、先ほど大臣も御答弁ございました、十七年度では二十三万五千人という形で、着実に減少してきておるというふうに理解をいたしております。

○三井委員 先ほど私は申し上げましたけれども、国会に議席を得まして七年間になるわけでございまして、この間、今御答弁されました高橋局長のところに、あるいは歴代の大臣のところにこの問題については再三要請に参つたわけでございますけれども、これはやはり通年雇用化へ向けてしっかりと取り組むということの姿勢をもっと示すべきだ。今まで繰り返し繰り返し、

私も、北海道から季節労働者の皆さんがいらっしゃるたびに参りました。しかし、そこで本当にいい回答が出てこない。

そしてまた、パッケージ事業とかそういう事業も北海道では取り組みなさいということ、北海道で新しい事業に取り組んでいるわけですが、私も、私はなかなか、そういう中でいい成果が出ていない、こう思うわけでございます。しかし、今答弁もありましたけれども、柳澤大臣はこういうことをおっしゃっているんですね。ひとり雇用政策が担うものではなく、政府、地方自治体による地域経済振興策、あるいは地方企業の自助努力の結果として実現されるのだ、このような見解を述べられているわけですが、私もずっと聞いていまして、厚生労働省の皆さんはいつもこのようなことをおっしゃるわけですね。ですから、私は、その中で、やはりこの三十年間の縦割り行政を、もっと政府が一体となって取り組むべきだと思っておりますし、また、受け皿がでなかったのかということとを申し添えたいと思っております。

北海道民の皆さんも、まさにそういう中では、この制度の一時給付金については決して期待しているわけではありませぬし、私自身のことで申し上げれば、私自身も今まで地方の地域医療に取り組んでまいりましたけれども、そこにやはり雇用の問題とか、もう地方はどんどん、大変疲弊していつております。そういう中で、地元の高齢者を卒業した人たちの就職先がない、あるいは高齢者の就職先がない。そういう場合には、私どもの施設ですとかあるいは病院ですとか、そういうところで優先的に採用していつていっているわけでは、やはり政府としてもそういう取り組みが必要ではないか、私はこういうふうに思っているわけでございます。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、これはいつでしたか、北海道の市町村長が、百十団体が大臣の方に、厚生労働大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣あてに、雇用保険の特例一時金の廃止、改悪に反対する、国の季節労働者対策の強化を求めるといふ意見書をこういふ束にして大臣のところにお持ちしたと思ふんですけれども、これは中を見ていただきましたでしょうか。

○柳澤国務大臣 特例一時金に係る要請書ということで、この削減に反対をされ、国の季節労働者対策の強化を求めるといふ要請書をファクシミリでもって多数いただいたというふうに承知をいたしております。

地方の団体の長として、この動きに対してこれは意見を申さねばならないという切迫感があるということと同時に、私以外にも、総理はもとよりですが、尾身財務大臣、冬柴国土交通大臣、松岡農水大臣にもこれが提出をされておりました、それは、先ほど申した季節労働者対策を一層強化することということとの関係であらうというふうに推察を申し上げる次第です。

それは、先ほど来委員が御指摘になられた、第七十四回臨時国会におきます雇用保険法案に対する附帯決議にもうたわれているところでございまして、通年雇用の促進と同時に、農業政策その他の産業政策、地域政策を総合的かつ強力に進めることということとございまして、雇用政策だけでやることにはおのずからある種の限界もあるということとを、この点、先取りしまして、やはり雇用の場を確保するということが大事であるから、その意味では、農業政策、産業政策それから地域政策、こういったようなもので総合的に取り組む必要があるということとを当初からもう皆さんお気づきでそういう施策を要請されておるわけですが、今回も同様の見地から、私以外にも国交大臣とか農水大臣に対して御要望がなされているもの、このように承知をいたしております。

○三井委員 大臣、そこで、全道各地の六千名の季節労働者の皆さんから、五十日の現行給付を維持してほしいというはがきが大臣のところへ届いたと思ふんですが、ごらんになったでしょうか。○柳澤国務大臣 事務局を通じて、いただいております。

○三井委員 そこで、パッケージ事業が新しい事業としてできました。そういう中で、季節労働者の通年雇用というのはどれだけ今後振り向けられるのか、そしてまた、具体的にこれを示していくことをぜひ私はしていただきたいと思ふんですけれども、御答弁願います。

○高橋政府参考人 私ども、季節労働者対策といたしまして、いわゆる通年雇用に向けた奨励金制度を中心としての通年雇用化に向けた努力ということとを来年度に向けて強力に行っていくというふうなことを考えておるわけでございますが、また同時に、いわゆる地域におきます雇用の創造の取り組みとこの通年雇用化と多様な雇用機会とをものをつくり出していく。そういうことによつて、季節的業務以外の一般的な業務にもこの季節労働者の方々が転職することを通じて、安定した雇用機会を得ていただくということを考えているわけでございます。

今委員御指摘のありました、パッケージ事業でどれくらいというお話でございますが、これは、それぞれの市町村等が、市町村等の発意によりまして、こういう取り組みによつて地域の雇用の創造を図りたいということに對しまして私どもが事業の委託を行うというスキームで実施をいたしておるものでございます。

そういう意味では、それぞれの市町村におきましてそうした自主的な取り組みということとをぜひお願いする中で、私どもも十分そうしたスキームの中でのせていけるものはのせていきたいというふうに考えておるところでございます。

○三井委員 今も御答弁いただきましたが、大臣、先ほど私が申し上げましたように、五十日を三十日という、将来的にはなるんでしようが、今その中をとつて四十日でございましてけれども、これは大臣としては大体どれぐらいの、当分の間ということをおっしゃつていますけれども、大体どれぐらいの期間なり、あるいは附帯決議に盛り込むとか、何らかの方法というの、大臣、お考えでしょうか。

○柳澤国務大臣 結局、いついつまでということについてめどが立てば、その日付を少しのアローアンスをいたさながら書き込めばよろしいわけでございますが、そういうことができないというところから当分の間という言葉を使わせていただいております、こういうことであろうと思います。

この当分の間の期間として、それではどういう条件が考えられるのか。それを、当分の間という言葉であらわした期間を何か条件づけるものがあるだろうかというふうに考えると、それは、積雪寒冷地に対する地域雇用対策の効果などのくらい上がつてきているかということ、それからまた、給付を受けている季節労働者の実態の動向等、これは、先ほど来職業安定局長からお答え申し上げましたとおり、かなり実は数は北海道の皆さんにおかれましては減少をしているわけでございますが、これを決める主たる条件になるのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

そういうことで、政策の効果との相関関係で決まってくるということであろうと思います。

○三井委員 どうもありがとうございます。

ぜひ、特にこれは格差の是正の中の最たるものだと思いますし、今大臣の御答弁の中で、減っているとおっしゃっていますけれども、私から見れば、やはり高齢者がどんどん減ってきたというところだと思えます、季節労働者という中では建設業でございますから、そういうことを申し添えて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○櫻田委員長 次に、内山見君。

○内山委員 民主党の内山見でございます。

三月十四日の質疑の続きから始めさせていただきます。三月十四日の質疑の続きから始めさせていただきます。

同じような質問をいたします。

自己都合離職の場合、受給資格を被保険者期間六カ月から十二カ月以上とした根拠、理由は何で

しょうか。

○柳澤国務大臣 短時間労働者という労働者との受給資格要件の一本化を考えると、こう考えたわけでございます。これは、言うまでもないことですが、公労使三者構成の労働政策審議会において議論を行ったわけでございます。

そうしまして、やはり、循環的な給付や安易な離職を防ぐということがこの制度を決める場合の非常に重要なポイントであるということなんです。しかし、また他面、解雇、倒産など労働者の側から予見ができない離職、失業といったようなことについては特段の配慮が必要である、こういうことがこの問題のポイントとして浮上してきたわけがあります。

そういう意味合いにおいて、自己都合による離職者の場合には十二カ月にしよう、しかし、解雇、倒産等による非自発的な離職の場合には六カ月にすべきだ、こういうことでございまして、それらの御議論の結論も尊重しながら今回のような決定をさせていただいたということでございます。

○内山委員 自己都合で退職している人は離職者全体の六割程度と私は推測をしております、今大臣の御答弁の中にありました、循環的な給付や安易な離職を行っている者のデータというものは、ぜひ根拠をお示しいただきたいと思えます。

○柳澤国務大臣 複数回、基本手当を受給した人というものは、率で申しますと、過去三年間で受給者数の三・四％ということでございますけれども、人数で申しますと十九万五千人というような状況になっております。

それから、一年未満で、自己都合あるいは重責解雇により離職した者の割合というのは、十七年度の実績でございますが、受給資格者の三・六％ということでございます。

これが審議会の議論のときのデータでございます。

○内山委員 今御答弁をいただきました数字ですが、けれども、調査対象受給者数五百七十二万八千四百六十人のうち、十九万四千七百四十四人が複数

で受給をしている。構成比率でいうと三・四％。これが循環的な給付が多いという裏づけの数値になりますか。どうもおかしい。もう一度、その辺はお話をいただきたいと思えます。

○柳澤国務大臣 確かに、今委員がおっしゃられたとおり、受給者数は五百七十二万八千四百六十人でございまして、二回以上という方々が十九万四千七百四十四人いらっしゃる、こういうことでございます。

審議会の議論の際に、複数回、基本手当を受給した者の割合を参考のデータとしてお示したんですけれども、どの程度、複数回、基本手当を受給した者がいるかにかかわらず、循環的な給付や安易な離職を防ぐことが重要であることには変わりないのではないかと、こういう御指摘もいただきまして、今回のような考え方によりまして改正内容を固めたということでございます。

○内山委員 今のお答えですと、本当に、まともに審議したのかと、非常に疑問を感じますね。五百七十二万に對して約二十万、三・四％の数字で複数回受給をしている人がいる。それが、循環的な受給が多いと言える数字ですか。おかしいじゃないですか。

今、一般被保険者の場合には、一年に六カ月の被保険者期間があれば受給資格は得るわけですよ。それを、十二カ月ないと得られない、しかも自己都合であれば、今までと大きくやはり差が出るわけです。そういう大きな変更に対して、たったこういうデータで変えていく。とても信じられない。

では、もう一度違った側面からのことをお尋ねしたいと思えます。

被保険者期間一年未満で、自己都合で離職された方の人数というのはいくらいるのでしょうか。

○高橋政府参考人 今の御質問でございますが、先ほど大臣も御答弁ございましたとおり、被保険者期間一年未満の者で、自己都合、重責解雇により離職した者が、これは平成十七年度の実績でこ

ざいですが、二万二千四百五十五人ということで、この基本手当の受給者実人員六十二万七千八百三十七人に占める割合が三・六％である、こういうことでございます。

○内山委員 法が改正になりますと、一年未満で、自己都合で離職をする人たちは、被保険者期間が十二カ月ありませんので基本手当を受給することができない。今の数字の方たちは受給することができないことになるんですよ。受給資格期間を、短時間労働被保険者と一般被保険者の区分をなくして被保険者期間を六カ月にする。それは、短時間被保険者の方は有利になります。しかし、一般被保険者の自己都合離職者は、受給資格期間が六カ月から十二カ月というふうに延びるわけで、極めて不利になるわけでありまして。

そもそも、離職理由によって受給資格期間に差をつける、受給資格に差をつける、おかしいじゃないですか。なぜ離職理由によって異なる扱いをするのか、そこをお尋ねしたいと思えます。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。雇用保険制度の基本というものに立ち返って考えますときに、やはり、予期せざる失業に対して十分かつ的確な給付を行っていくというのが雇用保険制度の基本でございます。

そういう意味では、これまでの改正の経緯の中でも、あらかじめ失業が予見される、つまり自発的な離職の方と、あらかじめ予見されない形で解雇される場合の受給者との間で、やはり雇用保険制度としてはそれなりの制度的な違いというものを設定していく必要があるということでございます。先ほど大臣からも御答弁ございました、雇用保険部会におきまして御提出させていただきました資料、数字というのもの、これも意味では、例えば複数回の受給者というものが、この方がすべて安易な云々ということでは当然ないわけでございます。実態として複数回受給している方がこれぐらいおられる。

そういう中で、先ほど申し上げましたような雇用保険制度の基本というものを踏まえて考えるな

らば、安易な離職でありますとか循環的な離職というものと、いわゆる予見されずに解雇される等々の離職とは、おのずから受給資格というものは異ならせてしかるべきではないか、こういうようなことでございます。

○内山委員 答弁、矛盾しますよ。安易な離職というのが三、四％じゃないですか。離職理由によつて受給資格が違うというのはおかしいじゃないですか。もう一度答弁してください。大臣でお願いします。

○柳澤国務大臣 確かに雇用保険というのは、離職をしたときに、その後の生活をする一定期間助けてもらうということでございますけれども、やはり基本のところは、非自発的な離職、失業というものを我々としては重視していくべきであらう、このように考えます。

これはもう、そう私は思いますので、今回のことが、雇用保険の原点に立ち返ったときに、そう無理なことをお願いしているという筋のものではないのではないかと、私はこのように考えるわけでございます。

○内山委員 雇用保険法の第三十三条に、安易な離職を防ぐための給付制限というのがあるわけですが、それが十分機能しているはずで、安易な離職を防ぐ、循環的な給付を防ぐために、それをどういうふうに考えますか。

○高橋政府参考人 確かに、御指摘のとおり給付制限というものの仕組みがあるわけでございます。

これもまさに、先ほど大臣が御答弁いただきましたような雇用保険制度の原点ということと踏まえて給付制限制度というのがあるということでございます。したがって、今回の受給資格の資格要件の見直しも、その雇用保険制度の原点ということにしましては同一の考え方というふうには理解をいたしております。

○内山委員 答えになっていないんです。

短時間労働被保険者の非自発的な離職に対しては十二カ月から六カ月に救済をする、それはとて

もいいことです。ありがたいことです。しかし、一般被保険者の離職に関して、六カ月でやめたとして、現在三カ月の給付制限があるじゃないですか。十分そこで機能しているじゃないですか。その整合性はどうかやって判断するんですか。大臣、お願いします。

○柳澤国務大臣 これは、循環的な離職であるとかというものを防ぐということの中で、しかし、そういうことではあるんだけれども、やはり非自発的な失業というものを大事にしていこうということでありまして、今度の、その前の在職の期間についてそこに一定の見方の差を設けることと矛盾をするということではないと私は思います。

○内山委員 非自発的な離職の人を守る、それだけでいいじゃないですか。何で一般被保険者の受給資格が六カ月じゃだめなんですか。今までどおりでだめなんですか。雇用保険法第三十三条で給付制限が三カ月あるじゃないですか。それで十分機能するじゃないですか。理由になつていないですよ。質問が続けられない。きちっと答弁してください。

○柳澤国務大臣 受給期間制限があればそれすべて足りているということ、それ以外のそうした区別はもう絶対存在することはあり得ないんだという考え方に立たれているかもしれないけれども、私も、私どもは、こういう制度で、両方それぞれが成立をしてそれぞれの機能を果たしていくということとはちつとも、御議論の対象にはなり得ても、それじゃ片方の議論が全く成り立たない議論かといえ、それは考えないのでございます。

○内山委員 答弁と質問がかみ合わないですね。いいですか、現在でも十分給付制限で機能しているんですよ。非自発的な離職の人は十二カ月から六カ月にしてもらう、これはありがたいことなんですけれども、一般被保険者の受給資格をなぜ十二カ月に引き上げるのか。おかしいじゃないですか。循環的な給付、安易な離職、それは現在だつて給付制限で十分ブレーキがかかっているんですよ。今の説明、大臣も担当者の説明も全然答えになつ

ていない。質問が続けられないですよ。

○高橋政府参考人 給付制限は、これは自発的な離職及び重責解雇の方についての規定でございますが、今回の受給資格に係る離職理由による受給資格要件の違いというのは、被保険者期間が六カ月から一年の間の方々に、従来、一般被保険者の場合ですと、六カ月でよかつたものが十二カ月必要になつてくる。逆に、短時間の方につきましては、十二カ月必要だつたものが、自発的な離職の場合、いわゆる非自発的な場合には六カ月で受給資格が出るということとございまして、給付制限の問題と受給資格要件の問題というのは、それぞれ独立して設定はされておりますが、先ほど来申し上げておるとおり、循環的な申しすか安易な離職を防ぐという意味でそれぞれの側面からの一定の雇用保険制度の原点を踏まえた規定というものは当然併存し得るというものでございまして。

○内山委員 循環的な給付や安易な離職を防ぐために六カ月から十二カ月に延ばしたんでしよう、受給資格を。だから、おかしいじゃないですか、言っていることが。

そもそも今、給付制限がある。それが十分機能しているんですよ。安易な離職や循環的な給付、これを防ぐために延ばした。だけれども、現に今機能している部分があるんですよ。だから、こんなことをやる必要はないじゃないですか。

○高橋政府参考人 給付制限についての御指摘はそのとおりでございますが、これは、雇用保険部会におきますさまざまな議論の中で、給付制限というこの制度だけで安易かつ循環的な離職というものを防止していくということに関して、雇用保険制度の基本に立ち返ったときに十分かということ、今回、あわせてこの受給資格要件について一定措置をすべきだ、こういうような御議論の結果、今回こういう形で御提案をさせていただいているというものでございます。

○内山委員 もう一度聞きます。

六カ月から十二カ月に引き上げたその理由は何

ですか。

○高橋政府参考人 六カ月から十二カ月に受給資格要件を引き上げたというのは、今申し上げましたとおり、短期間で離職をされるというものをできるだけ防止していくことが必要である、こういうことで、今回こういう形で提案をさせていただいているというものでございます。

○内山委員 今、答弁にありました、防止をするために。

では、雇用保険法の第三十三条の給付制限はどういう役割になるんですか。

○高橋政府参考人 給付制限は、まさに自発的な離職というものをできるだけ、自発的な離職というものが当然あり得るわけでございますが、非自発的な方々との比較対比の中で給付制限が設けられているということとでございます。

○内山委員 だから、機能をしているということでしょう。だったら直す必要はないじゃないですか。そこは全くおかしいですよ。

例えば、今、正当な理由がある、自己都合退職でも給付制限を受けない場合の取り扱いというのがあります。例えば、被保険者の身体的条件に基づく退職、妊娠、出産、育児等により退職する場合、受給資格九十日を延長する場合、家庭の事情が急変したことによる退職をした場合、配偶者等との別居生活の継続が困難になったことにより、これらの者と同居するために通勤が不可能または困難となる住所へ移転した場合の退職、こういった扱いはどうなるんですか。

○高橋政府参考人 自発的な離職をした方につきまして、その中で、その理由にかかわらず、正当な理由がある場合は給付制限というものはかかっておりません。

○内山委員 では、改正法になりますと、この人たちは被保険者期間何カ月で受給資格が発生するんですか。

○高橋政府参考人 その場合につきましては十二カ月が必要であるというふうに考えます。

○内山委員 大変不利じゃないですか。大変不利でしょう。

いいですか、正当な理由がある受給資格の場合には、今は給付制限をかけないんですよ、私が申し上げたところで。その人たちは六カ月で受給資格が発生して、すぐに失業給付、基本手当を受けられるんですよ。それを十二カ月に引き上げた上で、さらにこういう扱いをする。おかしいじゃないですか。(発言する者あり)

○櫻田委員長 お静かに。

○柳澤国務大臣 受給資格要件と支給期間の制限とが全く関連し合わなければならぬものか。私は、それはそうではないと思います。先ほど来、そういう前提で、内山議員、論を展開されておりますが、受給資格要件というのは、過去にどれだけ勤めてくださったかということ、離職する際に、給付をいただく要件として認めるかどうかという問題です。

実際に、今度は自己都合の場合、今度の場合には十二カ月の被保険者期間が必要だということですが、それで始まった支給について期間を一定し三カ月制限するということは、別段、両立する話でございますので、こういう支給期間の制限がある中でも、過去の被保険者期間というものによって、理由によって差等を設けよう、そういうことによって一定の政策目的を達しようということに何か大変な矛盾があるようなお立場での議論というのは、私どもはちょっと理解ができないのでございます。

○内山委員 大臣は現場のことがわからないから、今そういう話をされたんでしょうね。でも、大変大きなことですよ。

私が事例で申し上げました、例えば、被保険者の身体に基づく退職とか、妊娠、出産、育児によってやむを得ずやめる、こういう人たちは非自発的離職と同じ扱いになるわけですよ。だけれども、その被保険者期間、受給資格を得るのに、今は六カ月でいいにもかかわらず、十二カ月ないと失業給付が受けられない、基本手当が受けられない。

大きな問題ですよ。

もつと細かい問題でいいますと、通勤不可能な地域へ行く。例えば、結婚をして住所が変わる、育児に伴う保育所の関係で転居する、それから事業所が通勤困難な地へ移転をする。まだまだ読み上げるといっぱいあるんですけども、こういう事業でやむなくやめた、自発的にやめた。それは、今の扱いでは六カ月で基本手当を受給することができます。しかし、その人たちは十二カ月ないと基本手当を受けることができない、受給資格が発生しないというのは、物すごく影響がありますよ。何も私は、六から十二、こういう数字のことを言っているんじゃないんですよ。六カ月という今までの定着した中で、この仕組みは社会に浸透しているんですよ。それを十二に引き上げて何の影響もないみたいな答弁は、これは実際、大臣は現場をわかっていない証拠ですよ。

○柳澤国務大臣 何回も同じようなことを申し上げる結果になりますが、仮に自己都合で退職をされるというときに、自己都合ですから、あらかじめいろいろ予定もありましようということですが、そういう方が、過去、六カ月でもよかったものを、今回は一年、被保険者期間が必要だということ、これを我々は今度申させていただきますというわけでございます。

そういうことは、先ほど来申し上げているように、何といつても自己都合ですから、循環的な給付や安易な離職を防ぐことが重要だという審議会等の御議論、こういうものを踏まえてそういうことにしたということでございます。

そして他方、解雇、倒産等の場合など労働者が予見できない失業ということについては、私どもは、労働者がみずからの意思で離職をするわけではなくんですから、これについては六カ月というもの、今度は短時間労働者の被保険者といえどもこれを認めていこうという考え方に立って整理をしているわけでございます。

きのうもこれは申し上げたことですが、けれども、要は、労働者が予見できない失業ということにつ

きましては、いろいろ世の中には事情があるでしょうから、そういうものの中で、これはもう省令ですから、そこはよく検討して、実情に合った規定を設けようということは、昨日も私が申し上げたところでございます。

○内山委員 大臣は、非自発的離職と正当な理由がある自己都合離職、これが混同されていますね。整理されていないですよ。

私が今事例を申し上げたのは、正当な理由がある自己都合離職なんですよ。正当な理由があるんですよ。やめたくてやめるんじゃないんですよ。家庭の事情が急変した、自分の事情じゃない。転居できないところに行かざるを得ない、会社が転居してしまつた、通勤できない、本人の理由じゃないんですよ。倒産、解雇じゃなくて、自分でやめたくなってもやめざるを得ない、通勤、事業所には行けない、こういったものが正当な理由のある自己都合離職なんです。

その自己都合離職と非自発的離職、これは大きく区別をして考えなきゃならない。だからこそ申し上げているのは、正当な理由がある自己都合離職は、今までは六カ月で基本手当をもらうことができた。だけれども、十二カ月の被保険者期間がなければならぬ。これは非常に大きな改正なんです。改悪なんですよ。

○柳澤国務大臣 内山委員の提起された具体的な事例がどういふものであつたかということ、ちょっとまづらかにしないままに申し上げるんですが、現在の特定受給資格者の解雇等の要件として、例えば、事業主が労働者の配置転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続的な就業に必要な配慮を行っていない、配置転換をして、もう実際に、就業を継続できないというような場合には解雇等に準ずるということで、これはもう、どちらかというとき非自発的な離職、失業という範疇と同一視している。

こういうことでありますので、そういったことをこれから参考に、具体の例についていろいろな、世の中は動いておりますから、それらを的確

に拾って、省令によって手当てをしていこう、こういう考え方であるということ、申し上げておきます。その具体の事例について、拾いますとかということは私は申し上げてはおりません。

○内山委員 法が改正されれば、受給資格を六カ月から十二カ月に引き上げるわけでしょう。今大臣が申し上げた点はたつたの一つですよ。だけれども、私が申し上げた、結婚とか出産とか、交通事情の問題等によって通勤できない、これは正当な理由がある自己都合離職なんですよ。その人たちは六カ月から十二カ月に引き上げるというのは大きな改正だと言っているんですよ。

では、政省令で、その人たちは、十二カ月未満でも六カ月と同じような扱いで、給付制限もかけずに受給資格を発生させるようにするんですか。

○高橋政府参考人 今大臣からもお答えございましたとおり、やめたその背景事情として、例えば賃金が大幅にダウンしたとか、それから今大臣からも御紹介がございましたとおり、配置転換等に際して職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないとか、さまざまな事例の考え方を省令で規定いたしまして、こうした場合には、みずからやめたとしてもそれは非自発的な失業に準ずるものということで、特定受給資格者として定めておるわけでございます。

それで、個々具体の事例に即して、ここで、これはどうか、あれはどうかというのをお答えはしかねるところでございますが、いずれにしても、よくその実態を把握した上で、省令の中できちり、特定受給資格者に当たると考えられる正当な事由についてはしっかり書き込んでいく、こういうふうを考えております。

○内山委員 私は、厚生労働省の皆さんの政省令でお任せするということは全く信用していません。

十六年の年金改正法のときにも、ことし、十九年の四月から年金の離婚時分割ということ議論しました。しかし、そのときには全く触れていなかった、例えば、第一号改定者からいただいた

みなし被保険者期間が第二号改定者の受給資格期間に使えない、しかし、第二号改定者に支給されるべき老齢基礎年金の振りかえ加算が、第一号改定者の被保険者期間と第二号改定者の被保険者期間が二百四十日以上になるものは振りかえ加算を支給しない。こんなこと、十六年の年金改正法のとときには全く審議しなかったじゃないですか。政省令で書きますみたいな形で法案が出てきて、ことし、十九年の四月、もう来月ですよ、大きな問題になっていますよ。

加給年金が六十五歳から振りかえ加算になって、それをもらって離婚しよう、こういう人たちが、実は、自分自身の厚生年金の加入期間と、夫から来るみなし被保険者期間が二百四十以上になると振りかえ加算がもらえない。年間十三万から十六万円の大きな金額。こんなことを政省令で皆さんに任せていたら、とんでもない仕組みになりますよ。ここできちつと議論をしなければならぬじゃないですか。

どうも、審議会で何をやってたのか。公労使三者構成の労働政策審議会は、一体どのくらい議論して、どういう議案をきちつと話をしていたんですか。こういったところは基本の基本じゃないですか。なぜ、今こうやって質問をして、すぐ答えられないんですか。個別の事案なんというのはいっぱいあるんですよ。一つ一つここで求めましようか、私が、それをどうするのか、どうしないのか、答えをいただけますか、高橋さん。

被保険者の身体条件に基づく退職はどうするんですか。答えてください。

○高橋政府参考人 従来の六カ月から一年になることによりまして、それに伴って、仮に正当な事由に当たるような方々について不利益な扱いにならないように、そこはこれから省令の中で、そうした今委員の御指摘等々も頭に置きながら、不利益にならないような形で設定をしていきたいというふうに思っています。

○内山委員 今六カ月に受給資格が発生しているのに、十二カ月以上とする。ならないように、で

は検討する。きちつと出してもらわなきゃ、ここでもこれは法案審議できませんよ。おかしいじゃないですか。国民に大きな影響がありますよ、大臣。

こういうことをやっていると、これから、受給資格が発生しないで失業保険をもらえない人たちがいっぱいふえてきますよ。新しい社会問題が起きますよ。

○櫻田委員長 内山君に申し上げます。申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力をお願いいたします。

○内山委員 答弁をしてください。

○柳澤国務大臣 法律の答弁は、先ほど来、繰り返し申し上げているところでございます。

今回、受給資格要件を統一するということを考えました。これは、短時間労働被保険者が、これまで、十二カ月なければ、仮に解雇、倒産されたときでも失業給付の対象にならない、こういうことで、これを救済しようということの中で受給資格要件を統一することにいたしました。

その際、基本は、解雇、倒産等の場合の被保険者期間を六カ月にいたしましたわけでございますけれども、自己都合離職者等については、従前の短時間労働被保険者の場合と同様に十二カ月にして、そういうことを通じて、循環的な給付や安易な離職を防ぐということが重要だというのが今度の立法の趣旨でございます。

○内山委員 柳澤大臣のおっしゃることはもともとです。ですから、私はそのとおり聞いています。しかし、一般被保険者の受給資格を、十二カ月前満の方は、今こういう正当な自己都合離職があるにもかかわらず救済されない。だからおかしいんじゃないか。短時間労働被保険者の人を十二カ月から六カ月にして、非自発的離職、救済をするのでは、当然、改善でいいことだと思えます。だけれども、一般の人、今ある一般被保険者の人を、あえてこれは条件を非常に悪くするんですよ。これが問題だと言っているんですよ。

離職理由によって受給資格が異なる、そもそもそこもおかしい。十二カ月前満の人たちで、自分の都合じゃない正当な理由があるにもかかわらず失業保険をもらえない、基本手当をもらえない人たちがたくさん出てくる。それはどうやって救済するんですか。これから政省令で書きますと言ったって信じられないですよ。

○柳澤国務大臣 今、内山委員は、自分の都合ではない正当な理由、こういうことをおっしゃられました。そのことについては、私どもは、省令を制定する段階でよく吟味をさせていただくという御答弁を申し上げているわけでございます。

○内山委員 空手形を切るようなものじゃないですか。中身がわからないじゃないですか。中身がないものを私がお金を出して買うようなものじゃないですか。中身がないものを国民が買うようなものじゃないですか。

だから、中身をきちつと見せてくださいよ。全部出してからやりましょうよ、この続き。重要なことですよ。

○柳澤国務大臣 ですから、たびたび申し上げておりますとおり、自己都合によらない正当の理由があることについて、これはもうケースとして非常にいろいろ、内山委員はお詳しいわけですから、たくさん例を挙げていただきましたけれども、私どもとしては、やはり省令でこれを書くということになりますと、これは一般規範でございますので、それなりの注意を払いながら書くということになりますので、そういうことは必ず書かせていただきますというのを御答弁申し上げているわけでありまして、（発言する者あり）

○内山委員 この場で審議しなければ、いつ審議するんですか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。まさにいろいろな事由、千差万別あるわけでございますが、委員が先ほど御質問の中で御指摘のございました、例えば出産でありますとかあるいは育児でありますとか、そういう事由でやめられた方につきましては、従来ですと六カ月は確かに

に受給資格が出てくる。これが仮に、今回の提案のように十二カ月の被保険者資格が必要だ、こうなりました場合に、こういう事由について、現在の特定受給資格者の範囲からは確かに規定がございません。しかし、こうした方々については、今回の改正を受けての省令の中には追加をしていきたいというふうに私ども考えておる次第でございます。

○内山委員 就業規則だって不利益変更は認められないじゃないですか。これは不利益変更じゃないですか。就業規則を出すときに、後で細かい部分は出しますよと、青木さんがちょうどおられるが、それで通りますか。

○柳澤国務大臣 現行の制度のもとにおきましても、解雇、倒産につきましては、特に解雇ということについては、もろもろのバラエティーのある事由が省令で規定をされているところでございます。したがって、先ほど内山委員がおっしゃられた自己都合でない正当な理由がある場合はどうかということについては、私どもは、できるだけ具体的にこれを省令で規定するという考え方で進んでいきたい、このように考えております。（発言する者あり）

○櫻田委員長 内山君、質問を続行してください。内山君、次の質問をどうぞ。（発言する者あり）御静粛にお願いします。

内山君、質問を続行してください。

○内山委員 不利益変更なんです、不利益変更。これをどういうふうにするんですか。後で書きますでは、ここでは納得できないですよ。どんなふうにするんですか。きちつと明確に出してください。

○高橋政府参考人 六カ月から十二カ月の範囲内で従来受給資格が出たものが、十二カ月になることによって受給資格が仮に失われるようなケースの場合、この中で正当な、まさに正当な理由があるものについては、今回すべて、省令を改正することによって新たに盛り込んでいくということは考えておるところでございます。（発言する者あり）

り)
○櫻田委員長 内山見君、質問をしてください。
答弁はたん終わっておりますので、内山君、質問を続行してください。

○内山委員 不利益変更ですと言っているんです。ですから、内容をきちつと出して明示してくだされと言っているんです。

○高橋政府参考人 先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、従来の特定受給資格者の範囲として定められております解雇等に準じたさまざまな事由、これに加えて、新たに六カ月から十二カ月になることによつて受給資格が出てこないような方々につきまして、不利益変更にならないよう、すべて、正当な理由がある場合についてはそれを新たに盛り込んでいくことでござい

○内山委員 そもそも法案を審議するときに、そういう骨子だけを審議するということは国会軽視ですよ。私は、非常に十六年の年金改正法の際にも強く思いましたね。与党の皆さんは、まだこれから細かいところを、細部を調整するから担当の参考人は言えない、こう言っていますけれども……（発言する者あり）委員長、不規則発言があります。

○櫻田委員長 質問を続けてください。

○内山委員 きちつとこういうところは、物すごく重要なことなんです。そういうものを全部挙げて審議すべきじゃないですか。皆さんにそっくりお任せして、いいものができためしがありま

すか。私は、年金改正のときには非常に最悪だと思つていますよ。（発言する者あり）いや、離婚時分割なんか、条文をよく見てください。とんでもない仕組みになっている。こういう仕組みだからこそ、細かいところをきちつと確認させて

いただいているんですよ。
これは大変なことになりますよ、大臣。もう一度申し上げても、十二カ月未満で受給資格が発生しない失業者がいっぱい社会現象としてあらわれますよ。そういったときに、大臣、どう

いう責任をとるんですか。大臣の答弁を求めます。
○柳澤国務大臣 私どもは、先ほど来申し上げておりますように、短時間労働被保険者と短時間労働被保険者以外の方々がこの点で差等をつけられていないことについて、今回は正をして、短時間労働被保険者の方々も一般と同じように六カ月でもって解雇、倒産等の場合には給付を受けられる、そういう資格を持つてもらおう、こういうことで考えた法改正でございます。

そして、今回、循環的給付やあるいは安易な離職を防ぐということも重要だよ、こういうことを審議会の委員からも指摘されていることもございしたので、今回は、短時間労働被保険者か否かを問わず、自己都合の方についてはこれを十二カ月の被保険者期間を必要とするという改正を法律上することにいたしました。

今委員の御指摘は、それは言い条、実は自己都合でない正当な理由があるために六カ月でやめる必要が出てくる方々も出てくるんじゃないか、こういう方々をどうするんだ、こういう問題提起がございました。私どものねらいは、循環的な給付や安易な離職を防ぐということが目的でござい

ますので、そういうことでないということが確かめられるような、自己都合でない正当な理由、安易な離職をして循環的な給付をもらおうというよう

なことではない、本当に正しい理由がある者については従来と同じように救済ができるような規定を省令の中に規定していこうということでござい

ますので、ぜひ御理解を賜りたいと思つてい

も、答弁全体において、別段誤りをしていないとは思つておりません。
○内山委員 確認をしているんです。大臣、よく話を聞いてください。

大臣が今おっしゃった中で、私はこう理解をしたんです。正当な理由がある自己都合離職の場合、被保険者期間が十二カ月未満であっても、基本手当、失業給付を受けることができるんですねと確認をしておりますので、答弁してください。

○柳澤国務大臣 短時間労働被保険者で自己都合の場合には、十二カ月以上で受給資格要件が発生するということですよ。（内山委員）全然違う、答えになっていないですよ」と呼び、その他発言する者あり

自発的に離職した者につきましては、我々にとつて重要なのは、循環的な給付や安易な離職を防ぐということが重要なんです。ですから、自発的に離職した者についても、そうしたことでない、正当な理由があるというよう、あえて言えば客観的な、そういう自分勝手なことではないような正当な理由がある場合には、これは解雇等と同じように救うような規定を省令に盛り込んでいきますという

ことを申し上げたんです。そのとおりでしょう。
○内山委員 後ろの担当者の方はずいいておられますから。

もう一度聞きますけれども、正当な理由がある自己都合離職の場合、給付制限を受けない扱いはいろいろ先ほど述べました。でも、これは、被保険者期間が十二カ月未満の人でも受給資格が発生する

ような措置を講じるということではよろしいわけですね。
○高橋政府参考人 正当な理由があると判断する場合

には、そのようにさせていただくということでございます。

○内山委員 ほかの問題を抱えてきておりましたけれども、大島さんの時間までいただきました。これで質疑を終わりたいと思つています。ありがと

○櫻田委員長 次に、高橋千鶴子君。
○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。時間が限られておりますので、端的に伺います。積雪寒冷地などで季節的に雇用される季節労働者の特例一時金が五十日から三十日に減額される、当分の間、四十日間というものがござい

ます、この間は、まず北海道議会を初め、多くの市町村議会から意見書が上がっております。まず、その数がどのくらいであるのか、大臣はこれらの意見書をどのように受けとめられるのか、伺います。

○柳澤国務大臣 本件改正案につきまして、要請書等が提出をされたり、あるいは実際に役所にお見えになって要請の趣旨を口頭でお話しになられたことがあつたようでございます。

要請書等によるものは、合計百十件ということでございます。
○高橋委員 ですから、その要請を受けて大臣の感想を伺つております。

○委員長退席、伊藤（信）委員長代理着席
○柳澤国務大臣 これは、地域的にも広がりが限局されているということもございしますので、その地域の方々

が熱心に御要請になられたということを感じます。
○高橋委員 ちよつと、今の答弁は非常に驚きました。熱心に、その程度の感覚ですか。私は、これはちゃんと通告しておりますので、もう少し誠意ある答弁がいただけると思つておりました。百十件ですよ。道内百八十市町村のうち、過半数を超えているんです。道議会からも寄せられている。それを熱心だと。それは、まさに命と暮らしがかつた請願に対して、その程度の認識は本

当に不謹慎ではないかと思つております。
季節労働者二十三万四千三百三十九人、最も多い北海道における季節労働者は十三万四千九百六十人です。北海道の平成十七年十月一日の失業者数が十三万六千人です。つまり、全道の失業者数と丸々同じくらいの数が季節労働者だ、大変な影響力だと思つて

すね。地域によっては、雇用者

に占める季節労働者の割合が十割を超すところもあると思います。季節労働者の趨勢が地域経済に与える影響が大きいと思いますが、いかがですか。

○高橋政府参考人 今回の特例一時金の給付水準の見直しにあわせまして、同時に、通年雇用化を促進する施策を強化いたしますとともに、ハローワークを初めとして地域レベルでの相談支援体制の強化等々を図るなど、自治体あるいは業界団体との連携を十分に密にする中で、季節労働者の通年雇用化に向けた各般の取り組みを行うこととしております。

また、これらの施策とともに、雇用情勢が厳しい地域に支援を重点化するための地域雇用開発促進法の改正案を今国会に提出させていただいているところでございます。この改正地域雇用開発促進法に基づく施策等も含めて、総合的に地域対策を講ずることによりまして、地域におきます雇用の確保ということに実効性を期してまいりたいと考えておるところでございます。

○高橋委員 これも聞いたことに答えておられます。北海道全体の雇用者数に占める季節労働者の割合は五・八％です。ただ、安定所別に見ますと、例えば紋別が一三・五％、稚内一一・四％、岩内一〇・五％というように、非常に大きいところがございます。地域の中で季節労働者の占める割合が大きい、そういうところは本当に地域経済に与える影響も大きいということをお認めになりますね。

○高橋政府参考人 地域に与えるそうした影響ということも当然頭に置きながら、今御答弁申し上げたような各般の施策を講ずることによりまして、地域におきます雇用機会の確保ということに万全を期していきたいと考えております。

○高橋委員 そうした中で、今回の減額というのがどれほどの影響があるかということ指摘しなければならぬと思うんですけれども、まず、今回、この問題が提起されるに当たって、特例一時金が循環的な給付である、あらかじめ失業が見込まれているものだ、そういうふうなことが言われ

ております。確かに、データを見ますと、十回以上の給付が五一％を超えているなど、長く繰り返し受ける方もいらっしゃると思います。しかし、それはそういう事情があるわけです。

まず、ここで伺いますが、新たに季節労働者に入ってくる人はどのくらいでしょうか。また、その理由は何かでしょうか。

○高橋政府参考人 北海道庁が十六年三月に実施をいたしました季節労働者実態調査報告書によりますと、毎年、毎年といえますが、その年でございますが、大体、おおむねそういうことだろうと思いますが、全体の中に占める、新たに季節労働者になられた方というのが五％程度と承知をいたしております。

季節労働者になった理由でございますが、やはりこの調査に基づきますと、常用の仕事がないためが最も多くなっております。他方、仕事内容が自分に向いている、あるいは冬期間休暇がとれる等の理由で季節労働者になった者も一部見られるというところがございます。

○高橋委員 今回の局長が御紹介してくださった資料、皆さんのところにつけてあります。三枚目の資料であります。北海道庁が昨年調べた季節労働者の実態調査でありますけれども、ことしからが四・七％、昨年からが五・二％というように、やはり毎年のように新しく季節労働者に入る方がいらっしゃるという実態がまずございます。そして、圧倒的に多いのが、常用の仕事がない、四七・二％、そして、それを始める前の雇用形態は、常用雇用だったのが三七・四％、家業の有無が、なし、九五％、こういう実態であって、まさに先ほど三井委員がお話をされたように、専業であるということともあるわけですね。そのことをまず見るときに、新しく季節労働者に入らなければならない、常用雇用であったけれども入らなければならない事情が発生しているんだということをまず見る必要があると思います。

そもそも、北海道は昨年度の設計労働単価が一萬五千三百五円、全国一低い。同じ北海道庁の調べによると、季節労働者の年収は二百萬以下が三五・六％、百萬元以下も九・五％もいらっしゃると思います。こうした中で、平均二十五萬円くらいという特例一時金はまさに命綱になっているんです。それでも春まではもちません。半年の失業期間が生きている心地がしないと悲鳴が上がっています。

例えば、苫小牧の四十三歳の男性、子供さんが一人いらつしやいます。十八年通年雇用された中堅クラスの企業を退職しました。現業から事務部門へ配転されて、仕事になじめませんでした。季節労働者になって百五十萬円も年収が減った。もう一度通年雇用になりたいと面接に行くと、今より安い派遣会社しか求人がありません。子供二人目はとても産めない、七十過ぎた母がひとり暮らしと途方に暮れています。この方は最後に、私の希望は、仕事が通年雇用され、安心して生活できる収入を得て、親子三人が細々でも生きていけることです。ぜひたくでしようか、私たちを助けてくださいと訴えております。

二枚目に事業所の調査を載せていますが、積雪地のため事業の継続ができないと答えた事業所が六五％もございます。こうした地域的な深刻な実態があること、それでも多くの方が、今紹介した方のように、できれば通年で働きたいと思っているんです。意見書を読んでいただけばわかりませんが、北海道としても市町村としてもそのために努力はしている。しかし、それだけでは足りないから国の支援が必要なんだ。本人が喜んで季節労働になり、特例一時金で楽をしようとしているのではありません。大臣、この思いに答えるべきではないでしょうか。

○柳澤国務大臣 循環的な給付でありますこの特例一時金につきましては、かねてより実は見直しの必要性が指摘されてきたところでございます。今回の改正におきましてはそういう見直しを行ったのでございますけれども、見直しの後の給付水準としては、ほかの被保険者とのバランス等を考慮して決めさせていただきました。しかし、

それに加えて、やはり実際のこの関係の受給者の労働者の実情等に照らしまして、当分の間、四十日間ということにさせていただいた次第でございます。

積雪寒冷地を初めとする雇用情勢が厳しい地域の雇用対策につきましては、事業主が行う通年雇用化を支援する施策等の充実強化によりまして、季節労働者の通年雇用化を、現にかなり少なくなってきたが、一層促進するとともに、雇用情勢が厳しい地域に支援を重点化するために、地域雇用開発促進法の改正案を国会に提出しておるところであります。これらを通じて地域雇用対策の拡充を図ってまいりたい、このように考えております。

○高橋委員 今大臣、真ん中のところで、実際の労働者の実情に照らしておつしやいました。私、今、ほんの一部ですけれども、労働者の実際の声を紹介させていただきました。最初に大臣に感想を求めたときに、熱心なことだという感想でありましたけれども、決してそうではない。本当にこれが命綱なんだという必死な思いをしつかり受けとめていただいて、当然、総合的な対策は必要だけれども、しかし、そこにたどり着くまでの命綱を切るべきではないということを重ねて要望しておきたいと思っております。

さて、出稼ぎ労働者も、ピークだった昭和四十七年の五十四萬九千人から、今は三十三萬三千人まで減少しています。こちらの方は青森県がトップ、九千六百十三人となっております。しかし、その背景は、単に景気がよくなったとか仕事があつたということではありません。農家人口そのものが減少している。通年出稼ぎになっている。出稼ぎ先そのものが減少している。こういうふうな、決して出稼ぎしなくてもよい環境になつてきたのではないんです。厚労省の出稼ぎ労働者実態調査を見ても、一割が女性です。そのうち三十歳未満が六割を超えている。これも大変驚かされる実態であります。

そうした中で、今回、都道府県への補助が廃止

をされました。今年度は八千七百万円ありました。出稼ぎ就労前の健康診断、地域相談指導員などの事業が行われていました。季節労働だからこそ健康診断の確実な実施、その後のフォロー対策が重要であります。また、県への補助がなくなれば、市町村への補助がなくなるなど、影響が出るのは避けられないのではないかと思います。この点について伺います。

○高橋政府参考人 出稼ぎ労働者対策のお尋ねでございますが、出稼ぎ労働者の減少でありますとか、これまでの実績等を踏まえて見直しを行いました結果、平成十九年度におきましては、御指摘のとおり、都道府県事業に対する補助金を廃止させていただくこととしております。

今後、この出稼ぎ労働者対策につきましては、新たに出稼ぎ労働者就労支援員を送り出し地及び受け入れ地に配置いたしまして、必要な対策をとってまいります。

と同時に、健康管理対策についてお尋ねがございましたが、出稼ぎ労働者に対して健康診断を実施しております受け入れ事業所は七割強となっております。かなり既に実施をされている実態がございます。ただ、健康診断未実施の事業所もまだあるということでございますので、そうした事業所に対しては、この出稼ぎ労働者就労支援員を活用いたしまして、必要に応じた健康診断の実施等について助言指導を行いながら、出稼ぎ労働者の健康の確保に努めてまいりたいと考えております。

〔伊藤(信)委員長代理退席、委員長着席〕
○高橋委員 私の大先輩に当たる青森県の故津川武一代議員が、七〇年代、米とリンゴと出稼ぎ者を守れと、聴診器を持って東京の飯場を歩いて健康診断をやり、また、出稼ぎ者の声を繰り返して国会で取り上げました。今の職場の健康診断の問題やあるいは立てかえ払い制度などが整備をされてきた、そのことに津川さんのこうした活動が生かされているということは本当に誇りに思うし、また、それが今心細くなっているということに大変

懸念をしております。

今の若い人たちの働かせ方、派遣や請負、期間雇用などということを見ると、また新たな現代的な出稼ぎという問題が想起されているのではないかと、そのことを本当に考えております。大臣、そのことの問題意識もすっかり持っていたら、今の出稼ぎ対策を維持していただくように要望して、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○櫻田委員長 次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

柳澤大臣にも、連日、昼食もとらずの激務で、本当にお体も大事にしていただきたいと思っております。

一昨日、私がこの委員会でお願ひ申し上げました、タミフルをめぐる研究班の、特にいろいろな研究費の助成の問題についても、大臣はお調べいただくと御答弁でありましたし、残念ながら、きょうまだ御報告はいただいておりますので次回にさせていただきたいと思っておりますが、その際、二点にわたってお願ひがございします。

実は、このタミフルをめぐる研究班のあり方は、大きく二つ問題がございします。

一つは、先ほど大臣が何度も申されました独立行政法人というものが深く関与しております。大臣も御承知かと思いますが、平成十五年度から国立大学が独立行政法人化されました。そのことによつて、従来であれば、一度文部科学省に入つておりました製薬会社からの寄附金等々の詳細は、現状では、実は公表されなく、管理されなくなっております。しかし、このことは、一休だれがどのような、どの大学がどのような寄附金を受け、研究者がどのようにそのこととかわつていのかという一定見えなくさせてしまつております。

横田教授は横浜市立大学の教授でございしますし、私どもで横浜市立大学に情報公開を求めまして、その結果、中外製薬からの寄附の概要も出て

まいりましたが、これとて、実は求めるまでになかなか手数がかりました。

こうした独立行政法人化されて以降の研究費が、どのように可視化、市民に見る形になるかということについても大臣には深くお考えいただきたいと思ひます。

これを申し上げますのは、大臣が先ほどから、独立行政法人というこの組織形態については深く思うところがあるというお話でした。よりよいものとして定着させていくためには、情報公開ということが不可欠であります。

ぜひ、この一点、どのように今後、特に研究分野にかかわりますお金の問題ですから、どのようにされるのがいかという長期的視野を持つて、きょうでなくて結構です、御見解もいただきたい。

第二点目は、実は、このタミフルにかかわります研究班は、各研究者が応募して行われたものではございません。厚生労働省の科研費、科学研究費の中にもいろいろな分類がございしますが、このタミフルの初回の研究班は、行政政策研究分野ということで、厚労省の方から選んでお願いした研究であります。

そういったしますと、選ぶときに、その科学者の背景、お金の関係、こうしたことほどの程度目配りができているのか、これもまた極めて問題が多々ございします。

その点も含めて、次回あるいは次の、なるべく早急がありがたいです、今国民的にも非常に懸念が上げられております、お返事いただきたいと思ひますが、大臣、よろしいでしょうか、今の二点。御理解でしょうか。

○柳澤国務大臣 従来の大学が、例えば私のところだと静岡大学、静岡大学とは一体何なんだろうと、文部省の一つの機関です。こういうこととて、どういう法律行為をする、何か契約をするにも、それは文部事務官の人が来て、多分事務局にいるんでしょうけれども、その人が契約をする、つまり文部省が契約する。こういうふうなことで、大学はみんな文部省の一機関ということでありま

した。

私は、聞くところによるわけですが、これも本当に、各大学はそれぞれのところに立地して、一つのまとまりを持つてゐるのに、なぜ主体性を持つてゐるいろいろな行動が自分の判断でできないだろうか、これを何とかせうしたいというのは、大学制度が始まって非常に早いころからの、ある種悲願としてそういう考え方を保持していた方もいらっしゃるということがございました。

それで、独立行政法人というものが始まる中で、最初はそういう動きに乗ることに非常に消極的だったように見えた大学が、ここはもう乾坤一てき、そういう流れに乗って、自分たちもそれぞれ独立の主体性を持つべきだ、こういうお考えになられたようでございまして、それはごく一部だったという説もあるようですが、私、全部これは人から聞いたこととてございしますが、私の頭の中にあることですから申し上げてゐるんですが、そういうことで、非常にそれぞれの大学が独立をしていろいろな判断をするというふうなことがなつた。

お金の使い方などについてもかなり自由裁量の余地を持ったわけですが、反面、それをそのままにしておくわけにいかないの、やはり独立大学法人の中期目標というものをきっちり提出させて、その中期目標というものがどれだけ実現されるかということでもって、公的なお金が行くことの裏づけという根拠にする、こういうシステムで独立大学法人が始まった。

これは、長いこと今後の歴史的な検証を経て最終的な評価を期待せざるを得ないと思ひますけれども、少なくとも、今までのところは非常に活性化しているという、活力を持ち始めているというふうには私は見ているわけでございします。

したがって、研究費等については、それぞれの主体ができるだけ情報公開をして、市民社会とか地域社会の、それぞれが立地している地域社会の支持を得なければいけない、こういう面もありますので、私は、情報公開による信頼の確保というのはいくらも必須の条件だ、このように

思っております。

タミフルのことでございますけれども、このタミフルのことにつきましてはいろいろ報道もありまして、私どもの役所もいろいろ勉強はさせていただいてるようですが、私といたしましては、これは、やはり全部の姿というものを把握した後に、どこが問題なのかということで対策を考えていくべきだと思っております。ぜひ、いましばらく時間をかけていただければと思います。

○阿部(知)委員 では、引き続きの質問に入らせていただきます。

きょうは、私はまた、派遣という働き方についてお伺いしたいと思います。

大臣のお手元にもお配りしてございますが、ここには「雇用形態別、各種保険の適用」ということで、上から正社員、非正規社員、その中の分類も、契約、嘱託、出向、派遣、中には登録、常用と分けまして、そうした働き方の皆さんの雇用保険、あるいは社会保険の健康保険や厚生年金についての適用率を書いてございます。

ここで派遣と大きくくりいたしましたものの適用を見ますと、七七から七五％ということで、実は、一九九九年の同じ調査よりは少し改善しておりますが、大臣、やはり七〇、八割を欠くような雇用の保険の実態ということはいかがということについて一点。

引き続き、時間がないので、恐縮ですが、私が先日お尋ね申し上げました日雇い派遣等々は、また、この実態には浮かんではないもののように思います。派遣で認可された会社、二万八千六百四十四社ありますが、また、そのうち日本人材派遣協会に加盟している派遣会社、七百二十七社であります。実は、厚生労働省の方では、この日雇い派遣の実態というものは、この認可された派遣会社のどれだけが行っているのかということについて、実態把握はしておられるかという二点、続けてお伺いします。一点目は大臣に、八割欠けているがどうかという方ですね、大臣にお伺いします。

○高橋政府参考人 雇用保険の適用の実情にかかわ

わたつての問題でございますので、まず私の方で御答弁させていただきます。

まさに今お示しのあった実態調査にも示されているとおり、派遣の中での登録型の派遣で七七・七％というような雇用保険の適用の状況にあるわけでございますが、雇用保険におきましては、派遣事業が否かということにかかわらず、週の所定労働時間が二十時間以上であって、一年以上の雇用見込みがある場合には、雇用保険の一般被保険者となり得るわけでございます。

したがって、日雇い労働被保険者の部分は別といたしますと、一〇〇％から七七・七％を除いたその二十数％、これらの方がどういう状況にあるか、これは、まさに適用漏れなのか、適用の条件がクリアできていないのか、必ずしも判然とはいたしません。他の社会保険に比しますと高い割合になっているのかなと思っております。

なお、本来適用される者であるにもかかわらず、何らかの事由で未適用となっている方につきましては、本人からの申し出がなされた場合につきましては、確認日の二年前の日までを限度として被保険者資格を確認するというところも、私ども、対応させていただいてるところでございます。

○阿部(知)委員 私が大臣に伺いたかったのは、こうやってデータ上に出てくる現状の、登録派遣として比較的把握されている実態の中でも八割を欠いておる。恐らく日雇い派遣はここには、実態はぜんぶでも申しましたが、ほとんどわかっておらない。

大臣、一言で結構です。そうした、この前大臣は、それは労働者派遣法にのっとって正しくやっているとおっしゃいましたが、なかなか、実は厚生労働省に何回こうやって聞いても、この中に日雇い派遣が含まれているのでしょうかでしようか、わかりませんね。今のも結局わからないということなんですね。

あわせて、私は、労働基準法にも抵触するような働き方も含まれていると思うのです。ここはぜひ厚生労働省として、もちろん、労働者派遣法に

抵触するかどうか、派遣か請負、今問題になっております偽装の問題、それも一方でございますが、こうしたスポット派遣等々の日雇い派遣の方の労働実態、労働基準法から見てどうかということもあわせて、これから厚生労働省として鋭意真剣に努力していくという御答弁を一点いただきたいと思っております。

○柳澤国務大臣 彼らも、携帯を持って、派遣元との連絡はとれる状況にある、何か仕事があったら派遣元から自分に対して連絡があつて、どここの派遣先に行つてこういう仕事があるからやつてくれ、こういうことでございますので、その意味では、今委員からいただいたこの分類によれば、派遣労働者登録型ということになるんだらう、このように考えます。

この派遣労働者登録型につきまして、近來、非常に、特に若い人々を中心として、余り健康的でもない、そういう生活をしなげら、今言つたような労働に従事するというようなことがあるということの指摘をいただいております。私どもとしては、全く手がかりがないわけではなくて、それもまた、恐らく、この中に入つていくかどうか、それを確かめると言われると、今役所の職員が説明したようなことになるのかもしれませんが、とりあえず、まず派遣の業者を通じて、一体どういうことが起こっているんだということは調べたい、こういうふうに考えているところでございます。

もちろん、それよりもまた違う、派遣の登録も何もしていない業者によるものについては、これはまた別途の努力が必要だと思いますので、これについては、果たして私どもの方だけでできる話かどうかを含めて、少し内部で検討しないとならぬんじゃないか、このように考えます。

○阿部(知)委員 私は、こうした若者の貧困化あるいは働き方の崩壊と同時に、今の日本の若者で、さまざま、いわゆる心の崩壊と申しますか、なかなか働くことと自分を結びつけない若者も

多いと思います。

きょうは、あと一点、ヤングジョブスポットについて取り上げたいと思いましたが、時間の関係でできません。厚生労働省のお仕事としては珍しくと言うと変ですが、上手にいつていると思うのやめるというお話であります。これも残念です。さらに、もうちょっと前向きにやっていただいたいと思うことを申し添えて、終わらせていただきます。

○櫻田委員長 この際、休憩いたします。

午後零時四十八分休憩

午後三時三分開議

○櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山井和則君。

○山井委員 これから三十分間質問をさせていただきます。

まず最初に、午前中、園田議員からお話がありましたように、一昨日やつと国会が正常化したということで三井筆頭理事とともに本場に喜んでおりましたが、まさにその翌日、昨日、憲法特でああいう強行採決がされました。このことに関しては、あの水曜日の正常化は一体何だったんだというところで、本場に、言い知れぬ怒りを感じております。そのことをまず強く抗議申し上げます。質問に入らせていただきます。

柳澤厚生労働大臣、雇用保険三事業の福祉事業の中で、都道府県の労働相談事業についてお伺いをしたいと思います。

今回、雇用保険三事業が見直しになる、このこと自体は必要であると思えます。もちろん、必要な事業あるいは問題のあった事業、両方あったわけですから、見直し自体を否定するわけではございません。しかし、今全国の都道府県で問題になっておりますのが、この補助金がカットされることによつて委託事業が廃止になって、都道府県の労働相談事業が、昨今の都道府県の財政状況からし

て、これ以上都道府県の負担を強いるようなことになれば労働相談事業に深刻な影響が出るのではないかとというふうな問題が全国各地で今巻き起こっております。例えば大阪では、平成十八年度の相談件数は六千九百四十七件であり、相談事業の総事業費は三千六百五十八万円、そのうち国庫補助は一五・三%を占めると聞いています。

今回、労働相談事業に係る国庫補助金が廃止されることにより、厚生労働省として、どのくらいの影響が労働相談事業に出るとお考えでしょうか。

○柳澤国務大臣 労働相談事業は、今委員が御指摘のように、従来、三事業の雇用福祉事業で行われてきたということですのでございます。これは、都道府県の労政事務所を窓口とする相談事務について、国の今申しした雇用福祉事業からの補助が行われていたというのが現状でございます。

ところで、これは都道府県が自治事務として行っている事業でございますので、これに対する国の関与につきましては、地方分権の趣旨にかんがみまして、事業が定着するまでの援助としては行うのは相当であるけれども、中小企業福祉事業費補助金については、創設後相当期間が経過して、各都道府県においてもそろそろ体制が整い、十分に定着したというふうには認めるに至りました。そこで、もともと補助金としては少額でありまして、そうした今の趣旨からいっても、改めて補助金を継続していくという必要はないものと考えたわけでございます。

しかしながら、厚生労働省としては、必要な情報提供、都道府県労働局との連携という形で、今後ともその仕事そのものについては、補助金の廃止に伴う悪い影響は余り出ないように努めてまいりたい、このように思っております。

○山井委員 確認ですが、労働相談事業に悪影響が出るというふうに認識されているんですか、それとも、出ないというふうに認識されているんですか。

○柳澤国務大臣 ただいま申し上げましたよう

に、私どもとしては、都道府県の労働局との連携という形で必要な情報提供等も行うということと、余り大きな影響が出ないように努めてまいりたい、このように考えているということでございます。

○山井委員 都道府県の労働相談事業は、労働者にとつては身近な駆け込み寺として非常に重要な役割を果たしており、この委託事業の廃止で都道府県の相談窓口が廃止縮小されるのではないかと懸念が広がっております。しかし、住んでいる場所から近く、何かあったらすぐに駆けつけることのできる相談窓口は労働行政として大変重要であり、これがなくなると市民生活にも大変大きな影響があると思いますが、大臣、この労働相談事業の重要性について、いかが思われますか。

○柳澤国務大臣 中小企業は、大企業と比較しまして労働条件や福利厚生面の状況というものが厳しいというふうなこともあります。中小企業労働者の雇用の安定であるとか労働条件の改善であるとか労働福祉の向上、さらにまた労使関係の安定、労務管理の向上といった各般の面でのいろいろと相談をすべきことも多いのではないかと、このように推測を申し上げます。

しかしながら、この面については、今も重ねて申し上げますように、各県に都道府県の労働局がございまして、その出先を通じて必要な情報提供等を密接に行うことにより今度の委託事業の廃止に伴うマイナス面を補ってまいりたい、このように考えております。

○山井委員 そのマイナス面があると困るわけですが、労働相談事業の重要性ということを認識していただいて、この三事業の見直しにおいては、この間、主として保険料を負担している使用者団体の意見を聞いて行われたと聞いておりますが、この委託事業が廃止されることで、労働者、労働行政にとつて本当に必要な相談機能が低下することはないのかというのが一番深刻な問題であります。

改めて大臣にお伺いしますが、労働相談窓口の

このような機能が今回の法改正によつて低下することがないかどうか、ないようにちゃんとしてもらえないかどうか、そのことを明確に御答弁ください。

○柳澤国務大臣 都道府県に置かれる労政事務所については今後ともその事業が継続するわけでありまして、その事業が十分、中小企業者あるいは中小企業に働く労働者にとつて頼りがいのある相談事業というのか、そうした相手方として今後とも機能するように、いわば厚生労働省としては、都道府県労働局等にバックアップをしていくということと、事業の運営に遺憾のないように御協力申し上げていきたい、このように思います。

○山井委員 ぜひこれは、労働相談機能が、非常に重要な労働相談窓口ですから、この機能が低下することがないようにしていただきたいと強く申し上げます。

それとともに、筋論としましては、今まで雇用保険財源で労働行政を担っていたわけですが、今回のようにそれを縮小するのであれば、一般財源で労働相談事業への補助金を続けるべきではないかと考えますが、大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 労政事務所の運営と申しますものは、行政改革の上では自治事務と一応されたものでございまして、法定受託事務とは違うということでございます。

もとより、自治事務であるあるいは法定受託事務であるというこの区別は、ストレートには財政措置とは絡ませないということがあの当時の行革担当者等の認識でございましたけれども、しかし、大きな意味では、なるべく自治事務に対して国の関与を縮小していくということは、決してこれは筋の違うことではないというようなこともあります。そういう意味では、新たに補助金を一般会計の中でつくり上げるというのは非常に難しい問題だろうというふうに考える次第です。

○山井委員 もう一度確認します。

労働行政にとつて必要なこういう相談機能が低下することがないようにするというところでよろし

いですか。

○柳澤国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、厚生労働省といたしましては、必要な情報提供あるいは都道府県労働局との連携という形で今後ともできる限り協力を行い、このことを通じて、相談事務等に地方が十分力を発揮することとを支援してまいりたい、このように考えております。

○山井委員 ぜひこれは、相談窓口の機能が低下することがないようにしていただきたいと思

す。

次のテーマに移りますが、今回の雇用保険改正法案の第六十一条の四の六項についてお伺いしたいと思

います。

この項については、御存じかと思いますが、育児休業期間に関しては算定基礎期間に算入されないというふう

に今回新たに制度を創設しようとしておられるわけでありま

す。育児休業をとった期間に関しては雇用保険の加入期間から外すということな

るんですね。大臣、このことは非常に重大な問題だと私は思

います。

大臣、ちよつと聞いていただきたいんですが、要は、私なりに解釈をしますと、雇用保険の所定給付日数は、被保険者であった期間が一年未満あるいは一年以上五年未満あるいは五年以上十年未満という期間によつて給付日数が当然変わってくるわけですね。ですから、一例を申し上げますと、例えば、五年九カ月の被保険者期間がある女性の方

が倒産、解雇によつて離職を余儀なくされた場合、本来、百八十日の給付日数なんです。しかし、十カ月その間育児休業を取得したとすると、十カ月引いて四年十一カ月になってしまつて、本来あるべき百八十日の給付日数が九十日に半減するということになるわけなんです

が、今回の法改正で育児休業期間について算定基礎期間に算入されないというこ

とは、こういうことになるというふうに理解してよろしいですか。確認です。

○柳澤国務大臣 今度の育児休業給付につきましては、比較的長時間給付を受けるということ、そ

それから、その間賃金が支払われない場合が多いわけですから、したがって保険料の納付が行われないわけでございます。

そういうようなことを踏まえまして、被保険者間の公平性の観点から、算定基礎期間、今委員の言われたような給付日数の算定の基礎期間でございませうけれども、育児休業期間の被保険者期間を差し引くことに改正いたしました。

この措置により、将来失業した際に所定給付日数に差が出てくるケースがありますけれども、基本手当の受給資格要件自体に影響があるわけではなくて、被保険者にとつて著しく不利益となるものではないのではないかと、このように考えております。

○山井委員 これは著しく不利益になるじゃないですか。今言つたように、五年九月月の被保険者期間の方が、百八十日、本来給付日数があるはずが、十月月の育児休業をとつたら五年未満になつてしまつて、九十日に半減するじゃないですか。これは著しい不利益じゃないですか。大臣、もう一回答弁してください。

○柳澤国務大臣 五年すれすれだった方が、今委員のおっしゃる通りに、ちょうどその育児休業の期間によつて五年未満になつてしまふ、もし育児休業期間を算入すれば五年以上だった、こういうようなケースを考えますと、確かに百八十日間給付日数があるものが九十日間になる、こういうことになるわけでございます。

しかし、それは、今も申したように、賃金が支払われなくて、したがって保険料の納付が行われていないということがございますので、そのことを被保険者間の公平性という観点に照らしますと、やはりそういう扱いが公平を実現することになるのではないかと、このように考えて、今回、育児休業期間の被保険者期間というものを算定基礎期間から差し引くことにいたしました、こういうことでございます。

○山井委員 柳澤大臣、これは割と重大な問題ですよ。子育て支援をやっていくということを片や

言いながら、今の話を聞いていると、今回の改正によつて、育児休業をとつた人は給付を受けるのが不利になる不利益変更を今回事とすることじゃないですか。

柳澤大臣、ということは、育児休業をとつて人は雇用されていないということなんですか、失業しているということなんですか。その認識を聞かせてください、大臣。

○柳澤国務大臣 育児休業をされている方は、その企業の中における地位は保全されているわけでございますが、仕事をしていないということで賃金が支払われない、したがって保険料も支払われない、そういう状態であるということでございます。しかし、育児休業期間が終了すればそれはまた雇用が継続する、こういう位置に立っているのだと理解をしております。

○山井委員 先ほどの内山議員の質問もそうでしたけれども、今回、この法案、不利益変更が多々あるじゃないですか。育児休業をとる人を支援する改正というふうにして説明しているんじゃないんですか。それがなぜ、その境界にいる人は給付日数が半数になつてしまふんですか。

今、地位は保全されると言っていますが、柳澤大臣、もう一回聞きますが、育児休業をとつて人は雇用されているんですか、されていないんですか。明確に答弁ください。

○柳澤国務大臣 雇用契約のもとにはあるんだらう、雇用契約関係というものはあるんだらうと思ひますが、しかし、休業しているわけでございますので、これに対する賃金が支払われない状況にある、こういうことでございます。

○山井委員 雇用契約の最中にあるならば、算定基礎期間から除くのはおかしいんじゃないですか。大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 これは、要は、保険料が納付されていないということで、その他の保険料を納付している被保険者との公平性の観点から、先ほど申したようにこの期間については差し引く、こういうことを御提案している次第でございます。

○山井委員 公平性とかおっしゃっていますが、育児休業をとられる方に対して非常に冷たい改正を今回されるんですね、公平性という名のもとに。何か、今まで柳澤大臣が国会でおっしゃつてこられたことと矛盾するようなことをされていて、私も本当に、非常に心外です。

九八年には、産休や育児時間を不就業とみなし、女性への経済的な不利益をこうむらせたことは公序良俗に反するという趣旨で、産休、育児休業の一時金カットを違法と判断する地裁レベルの判決が示されたという例もあるわけですね。そういう意味では、子育て支援を言っている柳澤大臣の今の政策にこれは逆行するんじゃないですか。

子育て支援と大ぶろしきを広げるのであれば、育児休業給付を上げて、よい顔をする裏側で、雇用保険給付の給付日数に直接関係してくる算定基礎期間をこつそり減らすようなことなことはやめた方がよいと思いますが、大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 別にこつそり減らしているわけではなくて、この問題も審議会で審議を、公労使三者構成の審議会において組上につて論議されてここに提出をされているということでありまして、別段、何かこつそりこの規定をどこかへ忍ばせていたということはないと思います。

○山井委員 算定基礎期間に算入されないことによつて給付日数が減るケースがある。

そうしたら、育児休業をとる人にとって、算定基礎期間に算入されないということは不利益変更であるということはお認めになりますか。

○柳澤国務大臣 今までのそうしたところにかかわりのなかつた制度に比べますと、そのところは、今度の改正によつて、期間の算定上そこが除外されるという事実は残るということでありまして。

○山井委員 大臣、もう一回これはお聞きしますね、育児休業をとられる方にとって。

○柳澤国務大臣 今度給付の率もふえるという面もございまして、どここの部分だけをこつてこれは有利かこれは不利かというような議論ではな

くて、やはり総体として、私どもは少しでも、これは本来は失業等給付の抑制ということが本旨でございませうけれども、それが同時に、若い育児中の世帯に対して経済的な支援になるという考え方で給付の率をふやしたということでございます。したがって、そういうものを総合的に判断していただくとありがたい、このように考えます。

○山井委員 百八十日が九十日になると、この九十日の半減は非常に大きいですよ。子育て支援と片や言いながら、一方で非常に冷たいことをするということに対して怒りを禁じ得ません。

そして、先ほどの内山議員の質問の続きとなりますが、同じような不利益変更、これについて先ほど一時間にわたつて内山議員は質問されましたが、改めて柳澤大臣に確認したいと思ひます。

正当な理由のある自己都合の離職者については、非自発性離職と同様に六カ月の被保険者期間で受給資格が発生する、そのようなことをするというところでよろしいですか、先ほどの答弁は確認です。

○柳澤国務大臣 被保険者期間が六カ月以上十二カ月未満で離職者が出た、その場合に、自己都合というか、決して会社側の都合ではないわけけれども、やはり正当な理由がある、客観的に見て、つまり、私どもが申し上げているのは、循環的な給付が起ることを防ぐということでございますので、そういうものではないということの関係で、正当な理由がある自己都合離職者ということであれば、それは解雇、倒産等と同様の取り扱いとなるように省令の中に盛り込む、こういうことでございます。

○山井委員 確認ですが、今おっしゃつた非自発性離職と同様ということとは、六カ月の被保険者期間で受給資格が発生するというところでよろしいですか。

○柳澤国務大臣 受給資格要件は六カ月ということでございます。

○山井委員 そこで確認したいんですが、この正

当な理由の自己都合退職ということですが、今までの雇用保険法第三十三条の不支給の例外、除外規定として、次のとおりあります。

一、被保険者の身体的条件に基づく退職である場合。二、妊娠、出産、育児等により退職し、受給期間延長措置を九十日以上受けた場合。三、家庭の事情が急変したことによって退職した場合。四、配偶者等との別居生活の継続が困難となったことにより、これらの者と同居するために、通勤が不可能または困難な地へ住所を移転し退職した場合。また、次の理由により、通勤不可能または困難となったことにより退職した場合。一、結婚に伴う住所の変更。二、育児に伴う保育所等への保育の依頼。三、事業所の通勤困難な地への移転。四、強制立ち退き、天災、自己の意思に反しての住所または住居の転居を余儀なくされたこと。五、鉄道、バスその他の運輸機関の廃止または運行時間の変更。六、事業主の命による転勤または出向に伴う別居の回避。七、最後ですが、配偶者の事業主の命による転勤もしくは出向または配偶者の再就職に伴う別居の回避。このようなことが、今答弁された、正当な理由がある自己都合退職というふうに理解してよろしいですか。

○柳澤国務大臣 私、今、山井委員がおっしゃられたことを一応ちよつと私の手持ちの資料と照合しておりましたけれども、ほぼ間違いございませんので、それでよろしいかと思ひます。

○山井委員 ありがとうございます。

それでは、もう時間ありませんので、最後に一つだけ、ちよつと法案と関係ないことをお聞きしますが、三月十三日に日本年金機構法案を閣議決定されました。大臣、あの法案について、何点ぐらいのできたと思っておられますか。

今回、非公務員型にされたということで、私、ちよつと心配をしております。先日、社会保険事務所に行ったんですが、あれだけ組織をばらばらにしてやっていたら、逆に徴収率が低下するんじゃないか、あの改革は、何か社保庁を壊すことが目的の法案なんじゃないか、そんな声を現場で

聞いたんですが、大臣としては、あの法案について何点ぐらいと思っておられるか、そして、徴収率が低下したり、そういう本来の年金徴収の機能に支障を来さないとお考えなのか、そのことについて最後お伺いしたいと思います。

○柳澤国務大臣 私は、社会保険庁の改革の理念というか、そういうものは二つあったというふう

に思っております。

一つは、やはり社会保険庁、組織としてもいろいろな経緯をたどってきたということの中で、企業文化というか企業風土というか、そういうようなものがかなり、全国的に言くと、やや統一性に欠けるといふような面等、いろいろこれはもうやむを得ない事態だったとも私は思うんですけれども、今日の社会保険庁という国の機関として見ると、いろいろな面で問題があった。意識の面、そういうようなことであるいは問題があったのかもしれない。そういうようなことで、それをしっかりと正していくということが一つの目的である。

それからもう一つの目的は、やはり非常に難しい国民年金の徴収だとかあるいは厚生年金の適用だとか、そういう徴収の関係、こういうようなことについて、従来の社会保険庁に比べて、その実績が本当に改善されるということがやはり大きな眼目であるというふうに思っております。

そういう観点から、これは率直に言つて、与党の先生方も非常に、その改革の途上であるにかかわらず、いろいろと問題が社保庁の中から露呈してきたことを受けて、どうしたら一番いいものができるだろうというように寄り寄り知恵を絞つてくださった。それから、我々の方の社保庁の担当者も、村瀬長官初め、御自身のこれまでの御奮闘の経験に照らして、こういうものならばというふうなことで案を練つていただきました。

そういうようなことからして、私は、とにかくそれを取りまとめて、今回、日本年金機構法案というところで御提出をさせていただいたものでございます。(発言する者あり)

これはもう本当に、また皆さん御議論をいろいろされて、さすがにいいものだというような御感想を持っていただけるように我々努めたい、このように思っております。

○山井委員 私は、年金不安を拡大させる改悪であるというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○櫻田委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○櫻田委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。柚木道義君。

○柚木委員 民主党・無所属クラブの柚木道義でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたしましたので、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案に反対する立場で討論を行います。

その討論の前だからこそ、あえて私からも一言申し上げます。

国民の声なき声に謙虚に耳を傾けるという態度は、与野党、きようお集まりの皆さんすべてに共通のものであると思います。にもかかわらず、国会正常化翌日の憲法特でのあの強行採決は、議会の運営上のルール崩壊を招くものであります。とりわけ、それがまさに国民の皆さんの声を聞くための国民投票法案に係る審議委員会で行われたことに對し、今後の民主的な議会運営への重大な危惧を抱くものであることを強く申し上げた上で、反対討論に入ります。

私が本改正案に賛同できない理由は大きく三つあります。

第一に、失業給付の国庫負担の引き下げによつて、政府が雇用政策の責任を放棄している点、第二に、本場に必要に人に給付が行かないという問題点、そして第三に、働く者の貴重な雇用保険料の無駄遣いをそのまま放置している点でございます。

第一に問題なのは、失業給付に係る国庫負担を本来の負担額の五五％に削減した点です。

一部地域で雇用情勢が好転してきているものの、依然として雇用情勢が厳しい地域も多く、また不安定な非正規雇用がふえてきていることは御承知のとおりです。例えば、私の地元岡山県でも、有効求人倍率は確かに好転はしてきていますが、正社員の雇用はふえておらず、短時間労働や派遣労働などの非正規雇用がふえております。政府は景気回復を宣言しておりますが、働く人たちが、生活する人たちの豊かさの実感が乏しいのが現状でございます。

先日、主要各社による賃上げについての集中回答がありました。賃上げも高度成長期とは異なり、本場に微々たるものであります。依然として、働く人たちが生活者に不安定な社会状況にあつて、財政削減の名のもとに失業給付の国庫負担をこのように大幅に引き下げることは、国の雇用政策への責任放棄ではないでしょうか。

第二の問題点は、本場に必要に人に給付が及ばないところです。

本法案では格差は正への効果の望みは薄いと言わざるを得ません。より具体的に言えば、まず、雇用が不安定な非正規労働者は、失業給付の受給期間を終えても就職できなかったり、正規雇用の労働者と比較して教育訓練給付の受給者が極めて少なかったりと、雇用保険は正規雇用への道が開けるような支えにはなっておりません。

さらに、政府案の受給資格要件、十二月月への引き上げによつて、先ほど我が党の内山議員が再三再四指摘したように、正当な理由がある自己都合退職の方が失業給付を受給できないという新たな社会問題が発生する重大なおそれがあるのです。この点については特に強く指摘をしておきます。

次に、育児休業給付の拡充も場当たり的です。政府案では、育児休業給付の額が引き上げられますが、三年間の暫定的な措置であります。非正規労働者が育児休業を取得しにくいこと、育児休

取はもう本当に、また皆さん御議論をいろいろされて、さすがにいいものだというような御感想を持っていただけるように我々努めたい、このように思っております。

○山井委員 私は、年金不安を拡大させる改悪であるというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○櫻田委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○櫻田委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。柚木道義君。

○柚木委員 民主党・無所属クラブの柚木道義でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたしましたので、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案に反対する立場で討論を行います。

その討論の前だからこそ、あえて私からも一言申し上げます。

国民の声なき声に謙虚に耳を傾けるという態度は、与野党、きようお集まりの皆さんすべてに共通のものであると思います。にもかかわらず、国会正常化翌日の憲法特でのあの強行採決は、議会の運営上のルール崩壊を招くものであります。とりわけ、それがまさに国民の皆さんの声を聞くための国民投票法案に係る審議委員会で行われたことに對し、今後の民主的な議会運営への重大な危惧を抱くものであることを強く申し上げた上で、反対討論に入ります。

私が本改正案に賛同できない理由は大きく三つあります。

第一に、失業給付の国庫負担の引き下げによつて、政府が雇用政策の責任を放棄している点、第二に、本場に必要に人に給付が行かないという問題点、そして第三に、働く者の貴重な雇用保険料の無駄遣いをそのまま放置している点でございます。

第一に問題なのは、失業給付に係る国庫負担を本来の負担額の五五％に削減した点です。

一部地域で雇用情勢が好転してきているものの、依然として雇用情勢が厳しい地域も多く、また不安定な非正規雇用がふえてきていることは御承知のとおりです。例えば、私の地元岡山県でも、有効求人倍率は確かに好転はしてきていますが、正社員の雇用はふえておらず、短時間労働や派遣労働などの非正規雇用がふえております。政府は景気回復を宣言しておりますが、働く人たちが、生活する人たちの豊かさの実感が乏しいのが現状でございます。

先日、主要各社による賃上げについての集中回答がありました。賃上げも高度成長期とは異なり、本場に微々たるものであります。依然として、働く人たちが生活者に不安定な社会状況にあつて、財政削減の名のもとに失業給付の国庫負担をこのように大幅に引き下げることは、国の雇用政策への責任放棄ではないでしょうか。

第二の問題点は、本場に必要に人に給付が及ばないところです。

本法案では格差は正への効果の望みは薄いと言わざるを得ません。より具体的に言えば、まず、雇用が不安定な非正規労働者は、失業給付の受給期間を終えても就職できなかったり、正規雇用の労働者と比較して教育訓練給付の受給者が極めて少なかったりと、雇用保険は正規雇用への道が開けるような支えにはなっておりません。

さらに、政府案の受給資格要件、十二月月への引き上げによつて、先ほど我が党の内山議員が再三再四指摘したように、正当な理由がある自己都合退職の方が失業給付を受給できないという新たな社会問題が発生する重大なおそれがあるのです。この点については特に強く指摘をしておきます。

次に、育児休業給付の拡充も場当たり的です。政府案では、育児休業給付の額が引き上げられますが、三年間の暫定的な措置であります。非正規労働者が育児休業を取得しにくいこと、育児休

業給付と企業からの賃金保障を合わせると、育児休業給付率が失業等給付を上回るという問題があります。審議会の中でも、育児休業中の所得保障を含め、子育て支援策については雇用保険制度以外の枠組みで検討すべきとの意見が出ています。政府はいまだその検討を始めていません。それだけではなく、先ほど山井議員からの指摘もありましたように、この問題についても、不利益変更となる、まさに子育て支援と逆行した改定となつてしまいかねないものでございます。

また、積雪寒冷地等の季節労働者に給付されている特例一時金の支給期間が五十日から四十日に短縮されます。冬期雇用がいまだに厳しい地域において特例給付金の水準が下れば、労働者の生活が脅かされかねません。

さらに、雇用保険の適用対象を広げていない問題もあります。短時間のパートを複数かけ持つマルチジョブホルダーや請負労働者は雇用保険の適用外ですが、雇用が不安定なことから、こうした方々こそ雇用保険制度の適用対象とすべきです。

そして最後に、私が挙げる三点目の問題は、雇用保険をめぐる無駄遣いが本法案では根絶し得ないという問題です。

一昨年十二月には、労働保険特会については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特会にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険三事業については、廃止も含め徹底的な見直しをするとしていましたが、本法案では、雇用保険三事業は雇用福祉事業だけが廃止され、労災保険の労働福祉事業も形を変えて存続します。安倍総理は、所信表明で、行革を推進し筋肉質の政府を実現すると述べておりましたが、これではまさしく改革の看板倒れです。労働保険特別会計に徹底したメスが入らず、我が党の園田議員や長妻議員も重ねて指摘しておりますように、いわゆる天下りは温存されたままです。勤く者の雇用保険を流用して無駄な経費に費やされたりする余地を残すものであります。

以上申し述べたとおり、政府案は、第一に、雇用をめぐる責任放棄の問題、第二に、本場に必要なのに給付が及ばず、格差是正に役立たない点、第三に、特会を使つた無駄遣いを温存する問題点があり、さらに、本日も続々と問題点が明らかになっております。

こういつた問題の改善なくして、勤く者の安心、安定なしとして、このままでは政府案には全く賛同できないことを強く表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○櫻田委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋委員 私は、日本共産党を代表して、雇用保険法等の一部改正案に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、雇用保険への国庫負担の五割削減によって、制度への国の責任が大きく後退しているからです。

また、今回、暫定措置として国庫負担全廃が示唆されておりますが、大臣も全く想定していないと答弁されたとおり、絶対にやるべきではありません。そもそも、失業給付への国の責任は、勤労権を保障した憲法二十七条に根差しています。大企業のリストラや非正規雇用の拡大など深刻な雇用情勢のもとで、国の役割はますます重要なものではないでしょうか。

二兆八千億円の積立金残高に示された雇用保険財政の好転は、この間の保険料率の引き上げや給付率の削減など、受給者、受給額を絞り込んできた結果であることは明白です。求職者給付の受給率は二割強にすぎず、多くの労働者が雇用保険から排除されている実態を直視すべきです。財政状況が改善されているというなら、給付の改善を図り、若者や高齢者への就労支援などを強く行うべきです。

反対の第二の理由は、受給資格の被保険者期間に持ち込まれた離職理由による差別を一層拡大するからです。

これまで一般労働者で六カ月、パートで十二カ月であった被保険者期間を、今回、自発的離職の場合に限って十二カ月にしました。そのため、一

般労働者では六カ月の就労で受給できた受給資格の権利が奪われることとなります。

安易な給付を防止するという説明ですが、六割の給付を得るために六カ月の短期離職を自発的に繰り返すなどあり得ないことで、むしろ、リストラ等の会社都合離職が自己都合にゆがめられたり、自己都合離職の給付を三カ月おくらせる待機の押しつけなどの差別的扱いが是正されるべきであります。

反対の第三の理由は、積雪寒冷地の被保険者等への特例一時金の削減です。

この制度は、冬期に仕事のない季節労働者の命綱であるにもかかわらず、通年で働ける措置がないままに削減が進められており、季節労働者の生存権が脅かされていると言わなければなりません。

さらに、雇用福祉事業、三事業についても、今回廃止される五十二施策の中には、出稼ぎ労働者の健康診断などに対する地方への補助や小規模事業所の雇用保険事務代行への助成制度が廃止されるなど、雇用福祉施策の後退が見られます。育児休業の基本手当の算定基礎から育児休業期間を除外することについても、少子化対策と逆行するものであり、認められません。

以上指摘して、反対討論といたします。(拍手)

○櫻田委員長 次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、内閣提出の雇用保険法改正案に対し、反対の討論を行います。

今回の雇用保険法の改正は、行政改革法に対応し、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する諸課題に対応するために行うものと聞いております。

しかし、非正規雇用の大幅な増加、ワーキングプアの増加という雇用情勢の変化に対応した施策は全く手つかずのまま、ただただ財政的な理由だけで国庫負担を削減するもので、雇用保険のあり方そのものをゆがめるものであると言わざるを得ません。

反対理由の第一は、失業等給付に係る国庫負担を二五％から一三・七五％と大幅に削減することです。

景気の回復によって雇用保険財政は余裕が出てきたとされていますが、これは、雇用保険から漏れているフリーターや日雇い派遣など、この間、急激に拡大した非正規雇用の人たちに十分雇用保険が行き渡っていないために生じたものです。

政府は、昨年六月に策定した骨太方針二〇〇六で、国の一般会計予算における社会保障関係費の伸びを圧縮するため、今後五年間で一兆一千億円を削減することを決め、そのうち来年度は二百二十億円の削減をいたしました。しかし、介護保険制度や医療制度改革も実施したばかりで、取れるところがないため、雇用保険財政に目をつけ、国庫負担を削減するとしたのではないのでしょうか。こうしたやり方は、雇用保険そのものをゆがめる以外の何物でもありません。

反対理由の二つ目は、非正規雇用の急激な拡大、とりわけ、パート労働者だけでなく、フリーター、派遣労働者、さらには偽装請負、日雇い派遣と言われる人たちが雇用保険の網の目から漏れているにもかかわらず、全くと言ってよいほど手が打たれていないことです。

例えば、日雇い派遣は、従来の日雇い労働者と異なり、携帯で仕事の手配を行うというものもあり、若者の間に急速に広がっております。当然、日雇い雇用保険の対象として検討されるべきですが、そもそも実態把握すらされていない現状です。フリーターも同様です。雇用保険に入っていないため、失業給付も受けられない人たちが今や圧倒的になってきています。

今回の施策の中では、雇用安定事業の対象に被保険者になろうとする者を加えることになりました。この点は、フリーター対策の点からは一定評価できます。しかし、これは教育訓練給付などに限定され、失業給付とは無関係なものになっております。

また、育児休業給付制度の拡充として給付率を

アップさせるとした点も、一歩前進と見えながら、しかしながら、給付の対象はすべて雇用保険加入者です。日雇い派遣、フリーターなど、雇用保険外の、らち外に置かれた人々に対しては一円の給付もないのです。派遣労働者の七七％しか雇用保険には加入していません。四分の一が未加入という状況です。

しかし、質疑の中でも、本当にあきれるばかりに、当局の認識は、他の年金や医療保険制度等の加入率よりはまだ高いとして、現状において極めて危機的であるという認識を全く欠いています。雇用情勢の大きな変化に対応し、セーフティネットを張りかえることが求められています。そのためにもこそ雇用保険のあり方を問い直すべきです。これまでの施策を点検し、どこに不十分な点があるかをチェックすることが緊急に求められていると考えます。

政府のやり方は、財政再建をすべてに優先させており、時代の要請に全くこたえることができません。二十一世紀にあふわしい雇用保険行政の確立を強く訴え、反対討論といたします。(拍手)

○櫻田委員長 以上で討論は終局いたしました。

○櫻田委員長 これより採決に入ります。内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○櫻田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○櫻田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○櫻田委員長 次に、内閣提出、児童手当法の一部を改正する法律案及び国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。順次趣旨の説明を聴取いたします。柳澤厚生労働大臣。

児童手当法の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭を経済的に支援することが喫緊の課題となっております。

このため、三歳に満たない児童に係る児童手当等の額を引き上げることにより、これらの児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

三歳に満たない児童に係る児童手当及び附則第六条第一項の特例給付の額を、一月につき、一万円に三歳に満たない児童の数を乗じて得た額に引き上げることとしております。なお、この法律は、平成十九年四月一日から施行することとしております。

次に、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。平成十六年に成立した年金制度改正法においては、平成二十一年度までに基礎年金の国庫負担割合

合を三分の一から二分の一に引き上げることとされております。この法律案は、これを踏まえ、平成十九年度以降における基礎年金の国庫負担割合を引き上げるものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。基礎年金の国庫負担割合について、現行の三分の一に千分の二十五を加えた割合から、平成十九年度以降は、三分の一に千分の三十二を加えた割合に引き上げることとしております。

なお、この法律は、平成十九年四月一日から施行することとしております。以上、二法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○櫻田委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。次回は、来る二十日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

児童手当法の一部を改正する法律案

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。
児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万円に児童手当の支給要件に該当する者（以下「支給資格者」という。）に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額とする。

附則第七條第一項第一号中「以下」を「以下この条において」に改め、「三歳以上の児童」の下に「（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。）」を加え、同

条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「附則第七條第四項」を「附則第七條第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第六條から」を「第六條第二項、第七條から」に改め、

「第六條第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童（附則第七條第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上小学校修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校修了前の児童」をいう。以下同じ。）と、同号イ及びロ中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童のうち十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及びロ中「三歳以上の児童」とあるのは「十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」とを削り、「附則第七條第四項」を「附則第七條第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 第一項の給付の支給要件に該当する者（次号において「小学校修了前特例給付受給資格者」という。）に係る小学校修了前特例給付支給要件児童のすべてが三歳以上小学校修了前の児童である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる

額

イ 当該三歳以上小学校修了前の児童が一人又は二人いる場合 五千円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額

ロ 当該三歳以上小学校修了前の児童が三人以上いる場合 一万円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から、一万円を控除して得た額

二 小学校修了前特例給付受給資格者に係る小学校修了前特例給付支給要件児童のうちに十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童がいる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が一人いる場合 一万円に当該小学校修了前特例給付支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額

ロ 当該十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が二人以上いる場合 一万円に当該小学校修了前特例給付支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額

附則第八條第四項中「第六條から」を「第六條第二項、第七條から」に、「及び第三十條」を「第三十條及び前條第四項」に改め、「第六條第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童（附則第七條第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）のすべてが三歳以上小学校修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校修了前の児童」をいう。以下同じ。）と、同号イ及びロ中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生

の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童のうちに十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及びロ中「三歳以上の児童」とあるのは「十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」とを削る。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（児童手当等の額に関する経過措置）
第二條 平成十九年三月以前の月分の児童手当及び児童手当法附則第六條第一項の給付の額については、なお従前の例による。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第三條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十六條中「児童手当法」を「旧公社法施行法の施行の日において旧公社法施行法第百五十四條の規定による改正後の児童手当法」に、「場合を含む。以下この条において同じ」を「場合を含む」に、「同法附則第六條第一項」を「児童手当法附則第六條第一項」に改め、「同法第七條第一項の下に（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む）」を加え、「第八條第二項（同法附則第六條第二項、第七條第四項）を「第八條第二項（同法附則第六條第二項、第七條第五項）に改める。

（地方自治法等の一部改正）
第四條 次に掲げる法律の規定中「第七條第四項」を「第七條第五項」に改める。
一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

別表第一児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の項

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十三條

三 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十七條

四 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第二十八條

理由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、三歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第一條 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三條第六項中「から別に法律で定める年度（次条第一項及び第二項、附則第十六條第一項、第三十二條第五項並びに第五十六條第二項において「特定年度」という。）の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。
7 平成十九年度から別に法律で定める年度（次条第一項及び第二項、附則第十六條第一項、第三十二條第六項並びに第五十六條第二項において「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四條の規定による改正後の国民年金法第八十五條第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七條第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九條第二項の規定により読み替えられた第二十七條第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

附則第三十二條第五項中「から特定年度の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。
6 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

附則第五十六條第二項の表中「附則第十三條第六項」を「附則第十三條第七項」に、「附則第三十二條第五項」を「附則第三十二條第六項」に改める。
（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二條 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第五項中「から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三條第六項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。
6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等

あるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九條第二項の規定により読み替えられた第二十七條第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

附則第三十二條第五項中「から特定年度の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。
6 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

附則第五十六條第二項の表中「附則第十三條第六項」を「附則第十三條第七項」に、「附則第三十二條第五項」を「附則第三十二條第六項」に改める。
（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二條 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第五項中「から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三條第六項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。
6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等

あるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九條第二項の規定により読み替えられた第二十七條第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

附則第三十二條第五項中「から特定年度の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。
6 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

附則第五十六條第二項の表中「附則第十三條第六項」を「附則第十三條第七項」に、「附則第三十二條第五項」を「附則第三十二條第六項」に改める。
（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二條 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第五項中「から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三條第六項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。
6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等

あるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第九條第二項の規定により読み替えられた第二十七條第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項中「から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第六項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第五項中「から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第六項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度」を削り、同条に次の一項を加える。

6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百

四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百三十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条のうち国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第八条第五項の改正規定中「附則第八条第五項」を「附則第八条第六項」に改める。

理由

基礎年金の国庫負担割合については、平成二十一年度までの間の別に法律で定める特定年度において二分の一とされることを踏まえ、平成十九年度以降における国庫負担の割合を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。